

第三十八回国会 通信委員會議録 第十号

昭和三十六年三月十四日(火曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 山手 満男君
理事秋田 大助君 理事廣瀬 正雄君
理事森本 靖君
大高 康君 大森 玉木君
上林山榮吉君 小泉 純也君
志賀健次郎君 椎熊 三郎君
鈴木 善幸君 羽田武嗣郎君
楠本登美三郎君 受田 新吉君
谷口善太郎君

出席国務大臣

郵政 大臣 小金 義昭君

出席政府委員

郵政政務次官 森山 欽司君

郵政事務官 荒巻伊勢雄君

(大臣官房長)

郵政事務官 西崎 太郎君

(電波監理局長)

委員外の出席者

日本電信電話公

社総裁 大橋 八郎君

日本電信電話公

社副総裁 横田 信夫君

参 考 人 阿部真之助君

(日本放送協会

会長) 薄上 銈君

参 考 人 小野 吉郎君

(日本放送協会

専務理事) 赤城 正武君

参 考 人 総務局長)

(日本放送協会

参 考 人 春日 由三君

(日本放送協会

参 考 人 経理局長)

参 考 人 首藤憲太郎君

(日本放送協会

参 考 人 島浦 精二君

(日本放送協会

参 考 人 松井 一郎君

(日本放送協会

参 考 人 佐原 貞治君

(日本放送協会

参 考 人 吉田 弘苗君

(日本放送協会

参 考 人 員

三月十日

公衆電気通信法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四七号)

同月十三日

有線放送電話の整備普及等に関する

請願(高橋清一郎君紹介)(第一二九

一号)

同(中澤茂一君紹介)(第一二九二

号)

同(井出一太郎君紹介)(第一三六五

号)

簡易郵便局法の一部改正に関する請願

(野口忠夫君紹介)(第一二九三号)

同(足鹿寛君紹介)(第一三四二号)

同(大上君君紹介)(第一三四三号)

同(大高康君紹介)(第一三四四号)

同(勝間田清一君紹介)(第一三四五

号)

同(金子一平君紹介)(第一三四六号)

同外一件(岸本義廣君紹介)(第一三

四七号)

(同田中角榮君紹介)(第一三四八号)

(同竹山祐太郎君紹介)(第一三四九

号)

同外二件(寺島隆太郎君紹介)(第一

三五〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第一三五二号)

同(湯山勇君紹介)(第一三五二号)

同(綾部健太郎君紹介)(第一四六八

号)

同(小平久雄君紹介)(第一四六九号)

同(佐伯宗義君紹介)(第一四七〇号)

同(惠那市恵那峡湖畔に簡易生命保険郵

便年金加入者のヘルスセンター設置

に関する請願(額綱三君紹介)(第一

一三六六号)

群馬県草津温泉に簡易生命保険郵便

年金加入者のヘルスセンター設置に

関する請願(福田越夫君紹介)(第一

三六七号)

郵便料金値上げ反対に関する請願外

九十九件(志賀義雄君紹介)(第一五

一四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

放送法第三十七条第二項の規定に基

づき、国会の承認を求める件(内

閣提出、承認第一号)

公衆電気通信法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一四七号)

○山手委員長 これより会議を開き

ます。

まず、去る十日日本委員会に付託にな

りました公衆電気通信法の一部を改正

する法律案を議題として、提案理由の

説明を聴取することといたします。森

山郵政政務次官。

公衆電気通信法の一部を改正す
る法律案
公衆電気通信法の一部を改正
する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法
律第九十七号)の一部を次のよう
に改正する。
第二十六条第一項第一号中「電話
取扱局の交換設備」の下に「(その交
換設備に郵政省令で定めるところに
より接続されるその従たる交換設備
を含む。以下この条において「局交
換設備」という。)」を加え、同項第
二号及び第三号並びに同条第二項中
「電話取扱局の交換設備」を「局交換
設備」に改める。
第三十八条の三第一項第二号中

「国稅徵收法(明治三十年法律第二十
一号)」を「国稅徵收法(昭和三十四
年法律第四十七号)」に改め、「差
押」の下に「(参加差押を含む。)」を
加え、同条第三項中「第二号の差押」
の下に「(参加差押を含む。)」を加
える。
第四十一条第二項中「内線電話機
の一部により」の下に「又は単独
電話若しくは共同電話の第三十六条
に規定する附屬的な電話機の全部若
しくは一部により」を加える。
第四十四条第一項中「以下この条
において同じ。」を「以下この条にお
いて「加入電話等」という。」に改
め、同項の表を次のように改め、同
条第二項中「加入電話」を「加入電
話等」に、「電話取扱局」を「
その電話取扱局」に改める。

種 類	その電話取扱局に收容されている加入電話等 の數に、その電話取扱局に收容されている加 入電話から第四十六条第二号に規定する準市 内通話をすることができ加入電話を收容し ている電話取扱局に收容されている加入電話 等の數の十分の一を加えた數
一 級 局	二十五未満
二 級 局	二十五以上百未満
三 級 局	百以上二百未満
四 級 局	二百以上四百未満
五 級 局	四百以上八百未満
六 級 局	八百以上二千未満
七 級 局	二千以上八千未満
八 級 局	八千以上五万未満

九級局	五万以上十五万未満
十級局	十五万以上四十万未満
十一級局	四十万以上百万未満
十二級局	百万以上二百万未満
十三級局	二百万以上三百万未満
十四級局	三百万以上

第四十五条第一項中「次条」を「第四十六條」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公社は、郵政省令で定めるところにより、電話取扱局につき、その電話取扱局が属する前項の種類を指定し、これを公示しなければならない。

第四十五條の次に次の一條を加える。

(單位料金区域)

第四十五條の二 公社は、全國の區域を分けて單位料金區域を定め、これを公示しなければならない。

2 前項の單位料金區域は、その區域内の電話取扱局に收容されてい

る電話からの市外通話(郵政省令で定める近距離の市外通話を除く)の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる市外通話地域間距離を測定するための單位の區域となるべき地域とする。

3 公社が第一項の規定により單位料金區域を定める場合の基準その他必要な事項については、郵政省令で定める。

第四十六條第二号中「市内通話」を「前二号に掲げる通話」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 準市内通話 一の電話取扱局(度敷料金局に限る)に收容されている電話からこれと同一の

單位料金區域内の他の電話取扱局に收容されている電話への通話(市内通話を除く)の接続又は相互に隣接する二の單位料金區域のそれぞれ区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの一の地域内の電話取扱局(度敷料金局に限る)に收容されている電話から他の地域の電話取扱局に收容されている電話への通話の接続が、自動的に行なわれる場合(通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれる場合を含む)におけるその接続の方法による通話

第四十七條第一項中「接続の方法により」を「接続の方式により、自動接続通話方式による市外通話(度敷料金局に收容されている電話からの市外通話でその市外通話の相手方たる電話を收容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるも

のを含む。以下同じ)とその他の市外通話(以下「自動接続通話方式による市外通話」という。)とに區別し、自動接続通話方式による市外通話は」に改める。

第五十三條第三項中「当該認定に係る」を削る。

第六十八條第一項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改める。

第七十條中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号中「電報」の下に「及び罹災地に特設する公衆電話から行なう」通話を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 船舶内の傷病者の医療について指示を受けるために発信する電報及びその返信の電報

第七十五條後段中「市内通話の料金」の下に「準市内通話の料金」を加え、「自動接続通話方式」を「自動接続通話方式」に改める。

第八十一條第一項中「第百七條第

三項を除き以下」を「以下この章において」に改める。

第一百五條の次に次の一條を加える。(線路の使用の請求)

第一百五條の二 公社は、加入電話加入者、加入組合、電信加入者又は専用者から、その加入契約若しくは専用契約に係る電話機、電信機若しくは専用設備の端末機器を設置する場所の存する建物内又はこれらの機器を設置する場所と同一の敷地内にある線路をこれらの機器のための回路の一部として使用すべき旨の請求を受けたときは、その請求に係る線路が公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準に適合しない場合又はその請求者がその使用に関し公社が郵政大臣の認可を受けて定める条件を遵守すべき旨を約定しない場合を除き、その使用を承諾しなければならない。

別表を次のように改める。

別表 第1 通常電報の料金

料 金 種 別	料 金 額
1 普通電報料 イ 市内電報料 基本料 果加料 ロ 市外電報料 基本料 果加料 2 至急電報料 3 翌日配達電報料 基本料	和文10字又は欧文5語まで 和文5字までごとに又は欧文1語ごとに 30円 7円 和文10字又は欧文5語まで 和文5字までごとに又は欧文1語ごとに 普通電報料の2倍 和文10字又は欧文5語まで 30円

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
4 果加料 第15條又は第16條に規定する電報の電報料	和文5字までごとに又は欧文1語ごとに 至急電報料と同額
1 度敷料金制による場合 イ 基本料 単独電話及び構内交換電話(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。) 1級局 2級局	事務用 住宅用 —加入電話ごとに月額 260円 300円 180円 210円

240	"	183円	61円	105円	35円
280	"	210円	70円	120円	40円
320	"	240円	80円	135円	45円
400	"	279円	93円	156円	52円
500	"	318円	106円	180円	60円
600	"	360円	120円	210円	70円
750	"	420円	140円	240円	80円
900	"	480円	160円	270円	90円
1,100	"	540円	180円	300円	100円
1,100キロメートルをこえるもの		600円	200円	330円	110円

ロ 至急通話料 ハ 特別至急通話料 ニ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料 ホ 定時通話料 ヘ 予約通話料（予約の期間が1月未満のものに係るものを除く。）	普通通話料と同額 右記の料金額と同額（月額） 右記の料金額と同額	普通通話料の2倍 普通通話料の3倍 普通通話料の3倍 普通通話料の4倍（月額） 普通通話料の90倍
---	-------------------------------------	--

備考 1 市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。 2 公社は、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第5 設備料（加入電話加入申込を承諾された場合のもの。ただし、加入電話ごとに10,000円し、構内交換設備及び内線電話機の設置に要するもの並びに契約の期間が30日以内のものに係るものを除く。） 第6 公衆電話料（公衆電話又は第8条第2号の規定による委託により公衆の利用に供される加入電話であつて、電話加入区域内に設置されたものから行なう通話に係るもの）

料	金	種	別	料	金	額
1	公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの					
イ	市内通話料			1 度数ごとに		10円
ロ	市外通話料					

3	第8条第2号の規定による委託	(1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの (イ) 普通通話料 (ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料 (2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの 2 その他の公衆電話から行なう通話に係るもの イ 市内通話料 ロ 市外通話料 (1) その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から準市内通話ができる電話への手動接続通話方式による通話に係るもの (イ) 普通通話料 (ロ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料 (2) (1)に掲げる通話以外の通話に係るもの (イ) 普通通話料 (
---	----------------	---

10F

市外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。

2 公社よ、市外通話地域間距離が60キロメートルをこえる市外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができ

る。

3 公社は、公衆電話及びこの表の3の加入電話につき、郵政省令で定めるところによりこの表の1、2又は3のいずれの料金額が適用されるかが明らかなる措置をとるものとする。

第7 専用設備たる回線の専用の料金(市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上のものに係るもの)

(月額)第4の2のイの料金額の欄の右段の3分までの欄に掲げる額の6,000倍以内において公衆が郵政大臣の認可を受けて定める額

1 この法律は、昭和三十七年九月一日から同年十一月三十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十六条、第三十八条の三、第四十一条第二項、第五十三条第三項、第七十条及び第八十一条第一項の改正規定並びに第百五条の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日、附則第三項の規定は公布の日から施行する。

されている電話から行なう市外通話について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の別表第3、第4の1若しくは2又は第6の1のロ若しくは2のロに掲げる料金と同額とすることができるとする。

自動車の進廢に応じて電話に係る料金の体系を合理化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

4 この法律の施行前（附則第二項の規定により従前の例によるものとされる同項に規定する通話に係る料金については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日まで）に支払い、又は

2 公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう準市内通話

支払うべきであつた公衆電気通信
役務の料金については、なお従前
の例による。

（改正後の第四十六條第二号に規定する準市内通話をいう。）及び自勤接続通話方式による市外通話（改正後の第四十七條第一項に規

5 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律（昭和三十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

定する自動撥続通話方式による市外通話をいう。たる通話については、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内でその

第二条第一項第一号及び第二号中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に、「十二級局」を「一級局」に改める。

電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

3 公社は、この法律の施行前にお

第三条第一項中「一級局」を「十級局から十四級局まで」に改める。

いても、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容

理由
社会生活圏の拡大及び市外通話の

する料金課金方式を採用するため、電話料金体系を調整するとともに、これ

に關連する制度等について規定の整備をはかろうとして、今回この法律案を提出するものであります。

いて御説明申し上げます。

改正の第一は、電話料金の調整に関する事項でございます。その一といたしまして、従来、市外通話はすべて三分ごとに料金がかかっておりました。が、この法案におきましては、これを自動即時通話の場合は、市内度数料と同額の七円を単位とし、七円でかけられる時間を、ある距離においては何秒間というように定め、遠距離になるにつれてこれを短くしていくいわゆる距離別時間差法に改めようとしております。またこれに対応して、手動通話の

間の直線距離によることにしようとしております。

料金調整に関する事項のその二は、一定のグループ内の通話を現在の市内通話と市外通話の中間的なものとして取り扱おうとするものでありまして、新たに準市内通話制度を設け、その料金は、距離と無関係に一分間七円にいたそうとするものであります。この準市内通話の実施に伴いまして、電話取扱局の種類、すなわち、その級局別をきめる基礎となる電話加入数の算定方法についても改正を行なおうとしております。なお、改正料金表の作成にあたりましては、現在の料金収入になるべく変動を生じないように定めようとしております。

以上のほか、料金に関する事項とい
たしましては、公衆電話の料金につい
てもほぼ同様の調整をすること、夜間の
市外通話料及び加入区域外の公衆電話
料は日本電信電話公社が郵政大臣の認
可を受けて定めるようにすること、電
話加入数が急増している実情にかんが
み、新しい級局を設けるようにすること
と等の改正をいたそうとしております。

は放送文化政策の上から申しまして許されることかどうか、こういうことについての郵政省のお考えをお聞きしたい。

○森山政府委員 厚生省や大蔵省の方針については、率直に言って、そういう運用をやっておるかどうかに ついてはつまびらかにいたしておりませんので、事情をもう少し調査いたしましてからお返事いたしたいと思います。

○谷口委員 つまり、ここで今NHKの方々がおっしゃったように、五万一千世帯というものが生活保護を受けている人の中で受信契約をしている数だ、あとの人は持っていない、少なくとも契約はしていない。契約をするというようないふ、そういう状態に政府の施策が置いてないという問題があるわけなんです。これは非常に重大なことでありまして、従ってこの五万一千世帯という数字は、政府が生活保護をする義務のある生活困窮者に對して、その生活保

護をやる場合、えげつない強圧、あるいは非常な迫害を加えております状態の逆な現われ方であります。つまりあの人の人々は、実はラジオはこのごろ安いですからね、生活保護をもらっている人でも、ちゃんと契約をして聴取するぐらいのことはあるのですが、しかし、それをやりません、こういうふうな迫害されるので、黙っている。その側面の現われ方であるわけであります。これは放送文化の上でわれわれ関係者の無視できない人道問題ではないか、こういう事態を捨てておいて、五万一千世帯が契約をしているから負けてやるが、あとは知らぬのだという態度でいいのかどうか。特にNHKとして非常に重大な国民文化に寄与する仕事をやっておられるわけですから、そういう見地からいって、こういう政府—大蔵省の態度に対して、やっぱり何らかの抗議の措置を講ずる必要が絶対にあると思います。どうですか。

○小野参考人 現在契約の対象にはなりましたが、その契約には入っていない層というものにつきましては、現実には受信機を持っておられない、こういう事実上には即しますものと、他面受信機を持っておられる、契約をしなければならぬけれども、まだ契約の手続をやっておられない、こういう両面に分かれようと思ひますが、いずれにいたしましても、これは契約に相なりませんが料金も全然徴収をしない、こういうことになるわけでありまして、実質的、政策的な意味合いから申しますと、そういった生活保護の適用を受ける全員に対しては受信料をいたさないで、おられない、こういうような建前になっておられるわけであります。現在ラジオ

才受信機を持っておるから扶助法の恩恵を受け得ないというようには、われわれ調べましたところでは、考えておられません。テレビジョンにつきましても、ある程度はありますが、ラジオにつきましても、別段それがために生活扶助の恩恵が剝奪あるいは減殺されるということはないように考えております。

○谷口委員 そうしますと、昭和三十一年かと思うが、そのころ出ました大蔵省の次官通達は撤回されたわけですか。そういうふうな皆さん了解しているにふつしやるわけですか。またそういうふうな私もよく了解しているのですか。

○小野参考人 なお、正確にはよくその辺の事情を調べまして、後日お答え申し上げたいと思ひます。

○谷口委員 では、その点はそういうふうにしていただきます。生活保護者で五万一千世帯以外の人々は、つまり三十二条の受信契約はしていない人々だから、NHKで捕捉できないのは当然であります。もしこれが法律に基づく契約をするというふうな場合、すべて生活保護世帯に対しては全免するのだというところをここで御確認なさいますか。五万一千という予定の数だけでなく、そういう意味で生活保護者に對しては全部負けてやるのだということとをここで御確認なさいますか。

○小野参考人 御指摘の通りでございます。生活保護法の適用を受ける方々に対しては、例外なく免除しようというところで参っております。その契約の数が現在五万一千という偶然の事柄になっておりますが、お説のように、これは全面的に将来契約の数に入りますしても、生活保護の法律の適用を受けておられる向きに對しましては全免措置をとりまことは、全然これは変わりはないと思ひます。

○谷口委員 けつこうです。ぜひそうしていただきたい。従って生活保護者が現在やみで聞いている人も、公然と料金を払わないで聞けるのだという点をここで再確認いたします。そういう態度をここではつきりさせていただくことは、生活保護者の人々が、少なくともラジオに関する限り、今後苦しい状況で、契約しないで聞くとしようというところから解放されることでありまして、非常に愉快になるだろうと思ひます。そこで、きょうはもう一つ踏み込んで要求を申したいのですが、生活保護の対象者でなくて、いわゆる貧困者、ダー・ラインにいられる相当の貧困者、これはわかつておりますし、何かの基準はもちろん必要だと思ひますが、その基準を考へ出すことによつて、こういう人たちにまで減免措置を及ぼすという態度を今後持っていたかどうか、この点をもう一点伺つておきたい。

○小野参考人 ただいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

○小野参考人 たいだいまの生活保護法の適用者につきましては、これは対象が非常に明確でございます。これはもちろん全免の扱いをいたしておりますが、さらにそれに非常な準ずるようなボーダー・ラインにある者をどうのようにするか、ここにやはりNHKといったしましても非常な考慮を払わなければならぬ点があると思ひます。そういうふうな意味合いから、今回の予算編成にあたりまして、身体障害者福祉法の適用を受ける方、これは三十五万でございしますが、これとか、あるいは盲人の方、こういった方面をボーダー・

作って放送事業をすることに、興味とそれから関心と、さらにそれがいいことだというふうに御認識下った方々がそれに該当するわけであります。

○谷口委員 そうですか。私は前の国会できまったというその国会のことを知らないが、これはいぶん大きな問題だと思ふ。一口二百円出した人に対する年間一千円以上の受信料を免除する、それが死ぬまでだということになりますと、これはいぶん問題だと思ふ。そうじゃないですか。しかも、新聞社であったり、それから放送事業に理解を持って金を出そうという人だったりするとすれば、それらの人々は、いわば社会の中では、文化的にも、あるいは知識人としても、あるいは事業家としても、相当の上層の人だと思ふ。こういう人たちが、二百円出したおかげで死ぬまで毎年受信料を免除されるというような制度は、これは国民は納得できません。これは何か特別にこういうことによつて、これらの人が会合を持ったり何かするということがあることがありますか。

○春日参考人 二百円と現在の受信料との御比較では、そういうふうな御印象が若干あるかと思ひますが、大正十四年当時の一口二百円という金額は相当大きな金額だと思ひます。しかも、その時代に、放送事業というものが今日のように国民全体に大きな分布をするかどうかということもなかなか見通しのつかなかった時代に、何ら報酬を求めずにそういう文化事業をやろう——民法の社団法人の規定でございまして、配当とかそういうものは一切ございせん。社会事業をやろうと思つて拠出して下さった方々でございまして、もちろんその方々は年々減つて参ります。しかも、昭和二十五年に新しい放送法ができましたときに、いろいろと検討いたしましたので、日本の放送事業創立の功勞を、持った方々でございまして、またその方一代でございまして、こういう特例を認めさせていただくことにいたしましたのでございまして。金額の御比較でございまして、千円と二百円でございまして、その当時の、何もそれから利子を生まない一口二百円というお金は、相当の額だったと御判断願ふと思ひます。

○谷口委員 そういうふうにおつしやると、また別の論点を出さねばなりません。これは私、過日政府から資料をいただいたのでありますが、昭和二十一年以前の簡易生命保険や、郵便貯金は、これは当時の貨幣価値で預けておりました。ところが、この貯金や簡易保険の払込金はすべて翌年の昭和二十一年のあの貯金封鎖、新円切りかえ、その後の急速に発展しましたインフレーション、つまり貨幣価値が全くゼロにひとしくなるようなインフレーション、その中でも、政府は決して戦前の貨幣価値を新しいインフレーションの時期における貨幣価値にスライドしなかつた。一方にそういうことがある。ところが、NHKだけがこの二百円という会費——出資をインフレ後の貨幣価値にスライドするというような考え方に立って後々の対策を立てられたい。理念としては、今あなたのおつしやったのは、そういう考え方だと思ふのですが、そういう考え方に立って、その当時の人々に終生その利益を保障するという態度は、これは特別な

態度だと思ふのですが、その点どうですか。

○春日参考人 私はスライドするということを申し上げているのじやございませんで、申し上げておりますことは、放送事業が海のものと山のものとわからない時代、しかも今例を引かれた簡易生命保険とかそういうものは、積み立てて御自分に返ってくるものでございまして、民法の社団法人の規定では、公益的な仕事をするために、それから何ら果實を期待しないといふてい、御出でございまして、例は若干当たらないんじゃないかと思ふのでございまして、私の申し上げておりますのは、放送事業の誕生のときに、非常にいい仕事をするために一定の金額を拠出して下さいまして、それがもとになりまして放送事業というものが発達したわけでございますので、新たに放送法が昭和二十五年に制定されて、旧社団法人というものがこの特殊法人に変わった際に、そういう措置をとらしていただいたという事実の経過を申し上げておるわけなんです。

○谷口委員 なるほどスライドするというようなことをおつしやっているわけじゃないのです。それはそうです。だけれども、当時の二百円の貨幣価値は現在どうなっているかということ、阿部先生どうですか。私はあなたにお聞きしたい。貯金だとか、生命保険だとか、簡易生命保険だとかいうものは、いわば大衆の貯金です。これが全体で——これは内閣統計局の統計を見ましても、昭和二十年の十二月現在で、当時の金で約四百億くらいあるようであり

ます。それだけあるのです。ところが、この四百億というものを、インフレーションになつた貨幣価値にスライドして政府は支払いしなかつたのです。一方にそういうことが行なわれてゐる。ところが、NHKの場合は、創立にあつて社員として金を出して、それの人々に対しては、そのお金を新しい貨幣価値に換算した考え方の上に立ってその人たちに特典を与えるというやり方をしている。これを許されるでしょうか。国民として納得できるでしょうか。こういう不公平な考え方、やり方ということについて、先生のお考えはどうですか。

○阿部参考人 私は当時の模様をよく知らないのですが、はっきりしたお答えはできませんが、社団法人より前にできた放送会社は日本放送協会に統一されたと記憶しております。それは、この放送を統一したのは当時の軍部の要請だったろうと思ふのです。それで、私の記憶しているところでは、無理に取り上げられたという形があると思ふ。そういうふうないろいろな関係がありまして、ただ単に二百円出したから、その代償として差し上げるといふようなものじやなしに、非常に込み入った事情がある。特に今、春日局長が言われたように、当時の放送事業というのは、はなはだどうも損がいのような不安定な情勢で、そのとき、あえてこの事業に出資したということなんでありまして、普通の聴取者と比較して公平だとか不公平だといふふうな筋合いのものじやなさそうに私は考えております。なお、私はよく当時の事情はわかりませんが、多分そういうふうなことで、こういうふうなことになるのだらうと私は考えております。

○谷口委員 これはどうも阿部先生のお答えとも思へません。先生は進歩的な自由主義者としてわれわれの尊敬しておる人だけに今のお答えははなはだ残念です。なるほど内容が違ひますから比較して論ずることはできない。しかし同じ戦前の金に対して、一方では無価値の状態のまま捨てておき、他方ではこれを大きく評価する。こういうことは許されませんか。この点でNHKの考え方は全く違ひます。なるほど創立当時に非常に功勞があつたので、その功勞、功績を云々と言われるとすれば、それもあつてもいい。しかし、そういう言い方をすれば、他の問題——今申しました郵便貯金や簡易生命保険の問題でもあるわけですが、たとえば郵便貯金をしていただいた人たちの、その郵便貯金というものが、預金部資金として日本の産業なり、教育なり、つまり國家の財政投資資金として大いに役立った、そういう点では、やはり大きな功績があつたわけでしょう。そういう言い方をすると、もうこれは、先生の言葉じりをとらえるわけじやありませんが、軍部の強制によつてこういう会員制度ができ、あるいは金を出してくれた人だといふふうにおつしやるとしますと、これは、戦争前及び戦争中のNHKが、軍国主義に對して、日本の帝國主義的なあの戦争に對して、どんなに協力したかといふことの証明で、むしろ先生御承知の通り功績があるどころか、逆のことではありませんか。NHKに金を出した人たちは、そういう人々には気の毒な言い方かも知れませんが、そういう役割りを果たしたので、そういう論理も成り立つわけであ

ります。私が申し上げたいのは、もしその二百円というものを出してくれたということ、あるいはそのときにNHKの創立に対していろいろ功績があったというなら、やはり政府が貯金その他でやったと同じように、もとのままの二百円を今の金で返したらどうですか。これはわずかで済みますよ。貯金その他では政府はそういうやり方をしたわけでは。貯金もそうです。簡易生命保険の払込金でもそうです。そうやって大衆に犠牲を転嫁した。NHKでもそうやってそういう縁を断つたらどうですか。そうしませんが、こういう態度で特別な人々が何かNHKの基盤になるような組織を持つておることは、これは言うてみれば、一つの官僚主義を生むことになりまして、またいろいろNHKに対して、こういう人々がどういふ発言権を持つておるか私は知りませんが、そういう一つの組織的なものになっておるとすると、一つの反人民的な圧力となるおそれもある。ここのところはやはりはっきりさして、こういう考え方で持つてこういう施策をとることは正しくないとおくべきです。この点は強く申し上げておきます。

第二点の問題に入ります。NHKの労務管理の面で若干のことを伺いたいと思ふ。

今度人員を若干ふやされるようであります。定員をふやされるようであります。それから特に集金人の面でも若干ふやされるようであります。これはどうなんですか。主として集金人の面その他が中心になりますか。もっと全機構にわたっての人員、定員のふやし方のことになるでしょうか。

その点どうなんですか。

○小野参考人 現在NHK事業計画を、ごらんいただきまして御了解いただけたと思いますが、特にテレビの部門につきましては、NHKは非常に置局を推進をいたしております。その他難視聴地域の解消の関係から小局等もいふんできつてあります。そういう方面を運用いたします関係につきまして、番組要員、技術関係の要員、こういったものが増員の主体でございまして、それに関連をいたしまして、いろいろ内部事務関係についても事務が非常に増加をいたしておりますので、それに応分の増があるわけでありまして、特に加入関係につきましては、契約の増によりまして、当然にそれを処理いたしますための算出上の所要人員を増加いたしておるわけでございまして、現在の総人員を申し上げますと、大体三十六年度におきましては総体で一万三千三百三十五名、これが定員の全部でございまして、この中で放送関係に携わります者が四千八百八十八名、技術関係が三千八百八十八名、加入関係の方面で二千六百六十八名、さらにこの中には、加入の内勤事務と集金の外勤事務に当たるものがございまして、これは内勤で千五百五十名、外勤で千五百十八名、その他調査研究で五百六十七名、管理関係で千八百九十九名、国際要員が二百一十一名、こういうような状況になっておりまして、必ずしも加入のみが重点で増員の全部となつておるわけじゃございませんで、放送の番組の関係、技術関係、その他の関係、すべて事務量の増加に應じまして必要と算定されましたものが増加の内訳になっております。

○谷口委員 加入関係というのは集金を中心ですか。

○小野参考人 契約の仕事と、その契約に基づいて入って参ります受信料の集金、整理をいたすところとでございまして。

○谷口委員 この件につきまして、この前の委員会では社会党の大柴さんがお尋ねになつて、若干の答えを皆さんなさつていらつした。私も聞いていたのですが、委託制度、これは特別委託と普通委託の二つがあるようですが、実はこの間伺つただけではその内容がちょっとわからないのです。もう少し詳しく、どういう人たちが特別委託になつておるか、あるいはどういふ機関になつておるか、そこらの特徴的なところを具体的にお知らせ願いたい。

○小野参考人 直集の方は、これは職員をもちまして集金をしておるものでございまして、そのほか直接職員の集金でなしに、外部の職員外の人に委託をして集金をやつてもらつておるというものがあつてございまして。仕事の内容はいずれも金を集める、こういう仕事でございまして、同じ仕事でございしますが、都会地におきまして、住宅の密集したところにおきまして、一人の大体の負担の標準と考へられます件数と地域にわたつておる。その一人当り人員をかかえておる。その一人当りの労働負担量の区画をいたしますと、そこにやはりいろいろのびたつと合致しない、標準の能率によつて算定した件数、地域に合わないものが出てきます。そういうところを、特別委託で、外部の人に一件の集金について幾ら幾

らの金を支払ひまして集金をしていただいておるというものでございまして。これが特別委託の関係でございまして。地方の方の特に農村関係につきましては、大体におきまして郵政省に委託をいたしまして、郵便貯金、保険、この関係の集金事務、配達の関係に合せて仕事を委託をしております。この関係におきまして、やはりいろいろ地域的な条件その他によつて郵政省の職員で果たし得ないような面が出て参ります。あるいはカバーすることが適当でないようなところも出てくるわけでありまして、そういうところを、外部の、郵政省の職員でもなく、またNHKの職員でもない外部の人に委託をいたしまして集金をしてもらつておるわけでございまして、これを普通委託と称しております。

○谷口委員 そうすると、特別委託というのは、都市周辺で、しかも一人の集金人が集め得る標準に足りなかつたり、余つたりする場所、こういうところでは特別委託の人を特に指定して恒常的に委託している、こういうことですか。

○小野参考人 そういうことであります。

○谷口委員 そうすると、この給与計算はどういうことになっておりますか。一応固定給があつて、その上は仕事の内容、能率その他によつて歩合とすることになっておりますか。

○小野参考人 別段に固定給はございせん。一件当たりの集金に対しては手数料何がしというところで払つておるわけでありまして。

「何がしというのは幾らだ」と呼ぶ者あり」

○谷口委員 そうすると、今森本さんがおっしゃつたのですが、幾らくらいの手数料になつておりますか。

○首藤参考人 ただいま御説明申し上げましたように、市街地の密集地域の集金は、御承知のように受信者の出入りがございまして、転居しましたり、いろいろ複雑な要素があるわけでありまして、そこでそのつど実は集金人の受け持ち件数が変わつてくるわけでありまして。反面、職員の集金人、これはやはり収入の確保と申しますか、そういう点もございまして、また職員としての立場もございまして、やはり一定数の固定したものを受けて持つ、これが仕事の上においても能率がいいわけでありまして、また職員としての収入も確保される、そういうわけなんです。そこで、そういう面から見まして、市街地の密集地域、こういうところはやはり職員をもちつて当てるということをして第一原則としておるわけでございまして。それから今度その周辺の方へ参りますと、やや人口がまばらになつておる。そういうところになりますと、たとえば職員の場合には、標準的な受け持ち件数を何件というふうに比率をとりまして、それが同時に収入の基礎の一部になつておるわけでありまして、ところが、そういう地域になりますと、土地が非常に広くなりまして、反面、受信者の数が少ないということになります。そうしますと、一人の集金人が集金します、歩き回る能率というものはきまつておるわけでございまして、市街地のように一日何時間歩くわけにはいきません。ずっと能率が落ちてくるわけ

分な訓練をいたしまして、そうしてこれに集金をさせる。これを特別委託という取り扱いにしておるわけでございます。趣旨は、今申しましたように、たとえば職員としてきまつた能率がなかなかそこに確保できない、あるいは場合によつては、同じ地域でございしても、たとえば五千なら五千と申しましても、地域の広いところ、狭いところ、いろいろあるわけでありますので、きまつた取り扱いができないというものにそれを当てるわけでございします。

それで職員の方は固定給、これが大部分の収入になっております。固定給のほかには集金手当、一件集めると幾らというのがついております。収入の大部分は固定給になっておるわけでありまして。特別委託、普通委託、これはもう一件集めたら幾らという手当だけであるという制度になっておるわけでありまして。

○首藤参考人 手当ては職員の場合
は、一件集めますと一円となっており
ます。一円ではございますけれども、

そのほかにやや固定給に相当する手当
というものもやはりございますし、
従つて総収入はこれからは出て参りま
せんけれども、建前としましては一
円、それから特別委託は一件につきま
して七円、普通委託は一件について十
二円、これが一応の建前になっておる
わけなのでございます。

○谷口委員 私がなぜこういうことを聞くかと申しますと、この予算総則の第七条の第二項で、職員の数率向上による企業経営の改善ということが書いてある。ここでは「事業量の増加等」により、収入が予算額に比し増加するときは、増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金に返還、または設備の改善に充てることとができる。」と同時に、その次に、職員の給料の問題に関係するということを書いてあります。この「数率向上」によ

人たちがやっていると同じように、固定給がなくて、仕事をやってくる件数によって収入を得るという形態でもってこれが使用されているわけでありますが、これは労働者としての、使用人としての関係ではなくて、事業を委託しているという形態をとっているという言いわけがあるのだらうと思うのですけれども、実際はこれは労働者だ、

集金人です。こういう形態でやってい

方が拡大されるんじゃないか、もしそうだとすると、これはゆゆしい問題だと思うからです。そういうことと関連があるのじゃないかと思うので、聞いたのであります。

それで今申しました七条第一項、第二項に書いてある、特に第二項の方の「職員の能率向上による企業経営の改善」

というその内容は、どういふ新たな措置をとらうしているか、そのところをもう少し具体的にお知らせ願いたいと思います。

○小野参考人　予算総則七条二項に、職員の能率向上によって云々と思いますが、これはすべてそういった努力の結果、収入が予算に比しましてふえる、あるいは予定いたしました経費がそれよりも少なく済む、節約になるといふようなことになって現われて参るわけでございます。そういう場合におきましては、これは職員の努力に報

○谷口委員 それはここに書いてござ
いますから、今あなたにあらためて
おっしゃっていただかなくてもわかる
のですが、その内容ですよ。たとえば
前の集金人のシステムの実情でいえ
ば、職員である人は固定給が若干あ
る。それに一件につき一元という手数
料がある。それから特別委託者は固定
給なしで一件につき七円、普通委託は

それが十二円という手数料になってい

行するやり方なんです。八時間労働制という問題に関連しましたが、それから今の労働基準法に規定しております労働者を保護するという思想や政策、これは今日までずっと民主主義の発展の中で労働者階級が獲得したことでありますが、これに逆行する方向です。こういう出来高払いの古い制度は普通

の生産工場でも、小さな工場ではこれ
をやっているのですが、一生懸命に働
けばよいことになるのだという意味で、
いいように見えますけれども、実際は
NHKともあろうものが、そういう
時代逆行のシステムを集金などの面
で今なお持っておるわけでありまし
が、これを今度は、NHK全体に、放
送事業の重要な面にまでそういう方針
を広げるのじゃないか。そのおそれ
私どもは持っている。だから、ここに
書いてあることじゃなく、ほんとうに

○首藤参考人　今の委託制度は、これは決して今先生おっしゃったような方針でやっておるのではありません。これはほかの仕事と違ひまして、集金という仕事だけは実は特殊のものでございまして、これだけに限っているのでございます。そうしてほかのこの種の企業体、たとえばガス、水道その他の企業にいたしましても、ほとんど同じ方法をとっております。それと申しますの

は、実は私どもも取り扱い上こうせざるを得ないのは受信者の移動、変動というものが非常にあるわけなのでございます。そうしますと、職員としましてこれを一定地に固定いたしますと、今度はよその地域に受信者がふえる、片一方のところは減るというような現象と始終起こっておりますが、そういうときには、今度はそちらの方に職員をふやして、こっちの方を減らすということ、特に職員の場合は非常に困難なところが多いのでございます。そういうことを考えまして、特別委託者というものを決しておろそかに考えるわけではございませんけれども、そこに一つの強力性と申しますか、そういうものをも考えました場合には、この方が協会としても能率的でありますし、また被委託者にとりましても、この方が便利だろうというところでやっているわけでございますので、決して先生おっしゃったような趣旨でやっているわけではございません。ほかの企業体もそれは考えざるを得ないという事情から、ほとんど同じような方法をとっている実情

でございますので、御了承を願いたいと思ひます。

○谷口委員 そのお考え自体非常に問題があるので、ここにある能率の向上によって企業の改善をやるという、そのことの具体的な内容を知りたいのです。

○春日参考人 七条の一項、二項の規定そのものは、先ほど小野専務から申し上げましたように、この予算に比して増収があつた場合それをどう使うかというの、経営委員会の議決を経て使うのだという条文中でございますが、特に二項におきましては、最後の「その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てること」がござります。ということで、それをどう使うか、それが重点でございます。それで、それじゃ、それを出すために過重な労働をしろのかというふうな御意見のようでございますが、私もそれが考えております。職員の能率向上という問題は、具体的に申しますと、たとえばテレビジョンの場合には、職員の非常な努力によって一定の経費でより聴視率を上げるような番組を作つた、そのことによって受信契約者が増した。さらに、たとえばこの予算では真空管の耐用年数はどれくらいと考へておりますものか、職員の創意工夫によりまして耐用年数を著しく延ばすことができたために、真空管の経費が節減できた。あるいは今の集金と直接つながらない問題として、新しい受信契約者の獲得が非常に順調に、予定以上に進んだといったふうな場合をさして言つたわけでありまして、集金人に、昨年持たした件数よりも本年持たした件数をよりしいることによつて、節減をはかるといふことはではないのであります。

○谷口委員 それじゃ、同じことですよ。集金人に仕事の件数をよけいこなせば、よけい金を出すということと同じことですよ。それでは、今おっしゃつたように、たとえばテレビの場合、経費を節減し、いいテレビ放送の番組を作つた、だから受信者がふえてくるというふうな状況になつたら、それでどうやるのだから、そういう意味で特別給与をやるというのでしよう。それで、同じことですよ。第一、それが私は問題だということです。第一、特別給与とは、もうかつたから特別給与をやるというやり方でしょうか。もちろんNHKは公務員じゃありませんが、公務員に準ずる性格がある。ところが、公務員にはそんな制度はありませんよ。君たちは一生懸命やつてくれてくれた。そこでその連中だけには特別給与を出す。一生懸命集金をやつた、よけい集めた。よくやつた特別給与を出すというやり方ですね。NHKは全体としていろいろな仕事をなさつていらつしやる方があると思ひます。集金に似たような、ほんとうに肉体的な労働をやつていらっしゃる方を含めまして、いろいろな頭腦的な仕事をやつて、いろいろな方々、いろいろな方々を思ひます。全体を通じてこういうシステムにしてやつていったら、それが能率向上になる、それをやつたら特別給与を出すというやり方をやつたらどうなるんですか。これは働いた者にはよけい出すというやり方だからいいと皆さんおっしゃるかもしれませんが、これ、これはそうじゃありません。このところの考へ方に非常に問題があると思ひます。というのは、こういうことをやりますと、私はNHKの仕事

の上での組織のことはよくわかりませんが、ある放送を計画している一つの集団がある。他のものもある。そういう状態の中で、こういうやり方をすれば、従業員の中にどういふ感情が起る、あるいは起こせられるか。早い話が、一生懸命やればよけい出すということになります。これは従業員の中に競争と反目を起こすことになり

○春日参考人 御指摘の点は、若干誤解があるのじゃないかと思ひます。「その一部を職員に対する特別の給与」と申しましたが、能率向上や節約によつてこの予算に計上いたしました以上の収益を生んだ場合には、それはいろいろな仕事に使うが、その一部分は金職員に均等にすることもできるといふように規定をしております。先生の御指摘のように、一部の職員に報奨金を出してつていただくというふうな規定ではないのであります。

○谷口委員 その点で、ある甲の班、乙の班というふうなそういう格差はしない、そういうことはしないんだとおっしゃれば、そこは了解します。しかし同じことですよ。一生懸命能率を上げろ、そうすれば特別給与を出す。しりをたたくことじゃありませんか。第一、特別給与というのは一体何ですか。そういう考へ方なり給与体系というものは公務員の場合にはありませんね。

○春日参考人 先生の御説明に申し上げましたように、この予算書には、来年度の職員の全体の給与の改善の原資というものを盛っているわけでございます。その中で職員の待遇改善をいたすわけでございますが、現実には、たとえば公社を一例にとりまして

も、NHKの場合でも、給与全体につきましてはは職員の労働組合と協議をいたしまして決定するわけでありまして、従つて配分の問題につきましては、予算に一応組んでいけることと並行しまして、職員といふゆる交渉妥結をしなればいかぬ。たとえば半期ごとのボーナスにいたしまして、業績手当的なものにいたしまして、組合要求に対して経営者が十分こたへるだけの原資がない。しかし本予算書から比較して、受信者が伸びた、企業成績が上がつたというときには、それによつて得た若干の金を労働組合員である職員と協議した結果、ボーナスを零点幾つよけい出すとか、業績手当をよけい出すとか、これはこの企業体にもある形態でございますので、そういうようなことをし得る規定を、この予算書を御承認願うときに、お認め願うという趣旨でございます。

○谷口委員 特別給与というのは普通のボーナスの内容ですか。

○春日参考人 予算書にいいますのは、本給幾ら、たとえば私どもの方の仕事でいいますと、プログラムを作るとかいう関係で勤務時間が伸びることがあります。そういうときの時間外手当は幾ら、年間を通じてボーナスは幾ら、そういうものを算定してこういう予算を組んだわけでありまして。しかしながら、やっぱり働く人の立場では、常によりたくさんほしいという要求には変わりなかつたかと思ひます。私どもはいたしまして、業績が上がつて増収があつた場合でも、一銭も組合員の要求にこたへられないという、それはいいことではございませんので、そうなつた場合には、この予算総則の七条二項

をお認め願つておいて、それによつて、予算以上の収入があつた場合には、その一部分を全職員に均等に、予算以上に業績手当なり、給与なり、ボーナスを出し得る道を開いておこうという趣旨の規定でございます。

○谷口委員 同じことでありまして、つまりボーナスを予算以上に出したい、あるいは計画以上に給与をよくしたいということは私はいふと思ひます。しかし、それで事業を能率化し、職員の労働を強化するような方向を打ち出して、その上に立つて、それによつて従業員のしりをたたく、もうかつたからよけい出すという考へ方がよろしくないというのです。たとえば集金の職員のことですが、一人三千七百軒回るそうです。三千七百軒といわれたら大へんだと思ひますけれども、それが三月に一回が二月に一回に。集金に歩く場合、三月に一回づつ回つて三千七百軒、それが二月に一回になりますと、回数が増えることは明らかです。人員が若干ふえることにならうですけれども、決して労働は軽くならない。そのときに、こういう方針を出して、お前ら一生懸命働け、能率が上がつてもうけが多くなつた場合には特別手当を出すというやり方であれば、一体労働者はどうなりますか、そのところを私は言つておいて。

○小野参考人 先生の御心配になつておりますのはよくわかるわけでありまして、かりに予算に予定いたしました能率自体も、従業員といつたしましては、非常な努力をしなければ、なかなか到達できない、そういうような目標を予算で一つの基本に置きまして、それに対して給与をいたしまして

は、さらに最大限の努力を、もう少し努力をして能率を上げ、収入を生まなければ適當の給与がもらえないというようなことになる。これは、これはまことに過酷なことでありまして、これは非常にいけない。しかし、そのような態度をとってありませんで、予算の要求いたします能率は、通常人が通常の状態においてやり得る程度の能率を期待をいたしております。しかも、それに対しては、別段このような予定外の増収を当てにいたしませんでも、食っていくに適當な給料を約束をいたし、さらにその上に能率を向上されて増収がありました場合には、それを全職員に均等にさせようということとでございまして、少なくともそのような能率の算定が、何人にも無理でない、通常人が通常の状態でやり得る能率を期待しております以上、どのような企業におきまして、より一その能率を上げて、事業面における経営の改善をはかっていかなければならないことは御承認をいただけたと思ひます。

NHKの予算におきましても、そのような意味合いにおきまして、予算自体におきましては労働者も通常の状態の労働を期待をいたし、それに対して、それだけでけっこう生活を営み得る程度の給与を出し、その上にさらに能率を上げました場合にそれを均等にせよというものでございますので、先生の御心配をいたしておりますような事柄には該当しないのでございませう。また労働基準法等の精神にも決して違反しないというように考えております。

○谷口委員 それではこの点はもう一回だけ聞いて次に移りますが、集金の場合で言いますと、さつき私ちょっとお尋ねしたのでありますが、一人三カ月現在の負担戸数七千五百軒というのはどうなのです。それだけ回ると、大体標準になっているように聞きました。それはどうなんでしょうか。

○首藤参考人 三カ月で七千五百軒というのを標準にしております。これは一軒訪問しまして、面接しまして、そしてお金を受け取る、あるいはつり銭を出すとかいうところを実は年間的にずっと平均いたしまして、積み上げたものでございまして、従いまして七千五百軒とここにいうのは、三カ月でございまして、一月にいたしますと二千五百軒、一月二十五日働くといたしますと一日百、大体この辺が適當なところだということ、現にそれで行なわれている事情でございまして。

○谷口委員 今度の集金の場合だと若干職員がふえるわけですね。二カ月に一回になりますと、これは度数がふえるわけですね。その点はどうか。

○首藤参考人 従いまして、二カ月になりました場合には、今の七千五百を下げるわけでございます。つまり三カ月が二カ月になりますから、従って機械的にいいますと三分の二、その辺のこと、また新しい事情を考えまして、また新たに定めるわけなのでございまして。人間は当然ふえるわけなのであります。

○谷口委員 つまり回数は三分の一ふえるわけですね。料金を二カ月分を一回にしてとってくるのと、三カ月分を一回にしてとってくるのと……、そうでしょう。

○首藤参考人 ただいま七千五百軒を三カ月間計画的に回っているのです。従って一月、二月、三月ずつと回っているのではありません。平均しますと、今申しましたように月に二千五百軒になるわけでありまして、二カ月になりまして、一月目と二月目に回数は大体同じなものでございまして。従って受け持ち数が今度は総体的に減るのでございまして、回る軒数は同じことなのでございまして。

○谷口委員 それは、しかしどういふことですか。ここにいう七千五百軒というのは、料金三カ月分を一回に集めてくるそのときの戸数じゃないですか。そうしますと、三カ月分ずつを集めてくるということになれば、集金は一軒の家に年四回行けばいいわけですね。そうなりませんか。ですから、もし二カ月ずつ集めてくるとすると一人に対して年六回行かなければならぬ。だから訪問の度が多くなる。

○首藤参考人 その通りでございまして。その通りでございましてけれども、現在は七千五百を三カ月で回ればいいよということとでございまして。今度は機械的に三分の二としますと、五千を二カ月で回ればいいわけですから、本質的には同じことなのでございまして。

○谷口委員 それは算術的いたしますと、そうかも知れません。しかし一人の契約者に年間四回行くのと六回行くのとは、契約者総数において変わりがなければ、二カ月集金の年六回システムでは度数が多くなる。しかも、その上、集金は一回きりで集まります。私は七千五百というのは何回も何回も行かなければならないということも含まれておると思うのです。だから、皆さんはサービスの向上というこ

とで、三カ月分を一回にとるのを二カ月分を一回にとるといふふうにするとおっしゃっていますけれども、これはむしろ集金人員をふやしても、この方は労働者のしりをたたき、契約者からは、出しよ二カ月分の金額にいたしまして——三カ月分より二カ月分は出しにくいから……、そして根こそぎ金をとってくる、そういう計画なのでしょう。私冒頭に聞きました、ラジオ受信機を持って、あるいはテレビ受信機を持って、あるいは、契約を正規にでき得ないでいる貧乏な人たちがたくさんいるということをおっしゃった。これをどうなんぞ摘発するという態度が今度の計画でしよう。そうでないですか。つまり、そうしますと、国民の側からいえば——そうです。あの三十二条にも金をとる根拠としては大いに疑問がありまして、この間大柴さんも言われたが、朝日にも金をとる根拠があつた三十二条ではないんだということが書いてあつた。そういう問題のあるところですから、今度の場合、さつき皆さんもお認めになった通り相当契約をしていない人があつた。これを摘発しようというのが今度の基本方針でしよう。私そういうふうにするのです。どうですか。

○首藤参考人 前段でおっしゃいました点は、つまり訪れる回数は二カ月にしまして、先ほど申し上げておりますような理由で同じなのでございまして。従って、それだけ逆に今度は集金に当たる人間がふえるわけでありまして。ですから、同じことだということも言えるわけでございます。それで今度は二カ月にいたしますと、お払いになる方がお払いやすい点が一つありますし、

それからもう一つは、ややこれは専門的になりますけれども、七千五百と申しますとかなり範囲が広いわけでございます。五千軒にしますと範囲がぐっと縮小されるわけでございます。従って綿密に受信者の方を回ることができ、またいろいろ訪れることもできるという点が利便があるわけですね。集金に従事します人間の労働量はちつとも変わらない、こういうことになるわけなのでございまして。

○谷口委員 私、NHKの合理化の問題全体について、今度もう少し根本的に質問する機会を得たいと思ひますので、一応これは終わりました第三点に入ります。

国際放送について簡単にお尋ねします。第一に、この国際放送の実態はどうなつておるか。実は知りたいたいで、何か二十カ国語、十七方向で放送するということになつてゐるそうでございます。それがどうなつてゐるのか。特に、特定地域に対して具体的な内容をもつて流されてゐるということでありまして、それらの概略をお聞きできないでしようか。

○松井参考人 お答えいたします。国際放送の全貌については、いろいろ資料が届けられてゐると思ひます。概括的に申し上げれば、現在全世界に大体十七方向、来年度から一方向ふやしたいと思つておりますが、十八方向——方向といふのは、大体短波放送をやつておる関係で、一つのアンテナの指向性を持つておる方向をさしておるわけなのでございまして。そうして大体この十七方向で地球上の全世界がカバーされておる。こう申していいと思ひます。それに使つておる言葉

は、大体毎日定期的に使用しておる言葉が約二十カ国語ぐらい、そのほかに臨時的に使う言葉が数カ国語ございます。それから毎日各方向向けに組んでいる時間数は、現在のところ合計して二十九時間、そして来年度からはこれを三十二時間にしたい、かように考えております。

○谷口委員 その辺のことは、きょういただいた資料に一応書いてあるよう、私まだ見てなかったもんだから、概況なんか聞きまして失礼しました。

私が知りたいのは、たとえばこの資料に出ておられます「英語ニュース」とか「週間の動き」とか、あるいは「童謡」とか「日本素描」「日本語ニュース」とか、いろいろ番組がございます、この番組の内容を知らしていただくことはできませんか。私がこれを聞きますのは、国際関係が非常に微妙でございまして、いろいろ考慮しなければならぬような状況にあるときに、どういふ放送がなされておるか、どういふ内容を持っておるかを具体的に知りませんと、ニュース一つのことにしてしましても、それからここに書いてあります童謡とか童話とか、そういう劇的なものにしてしましても、これは内容によりましては、日本と他の国との関係にずいぶん大きな影響を及ぼすことでありまして、これを私も知らないうちでございまして、許されぬことだと思います。それで番組内容を、少なくとも一週間くらいは残して残しておありになるだろうと思うが、これを国会へ提出していただきたい。それはできませんね。

○松井参考人 現在短波の関係では、中波ほどはつきりしてはおりません

が、お聞きになろうと思われますれば、大体東京でも簡単に聞き得られます。それから、いろいろ残しておるかというお尋ねでございまして、これは一週間に大体千本に近い番組を組んでおりますので、そのものを全部いつまでもとっておくというわけには参りません。ただ放送法で定められております通り、時間問題に關係したようなものを保存しておるという状況でござい

○谷口委員 いや、だから私はその一週間の内容を現物をこへ持つてきてもいい。少なくともそれだけの番組を外国語で放送された原語と日本語に翻訳されたもの、これを資料として御提出願えますか。

○松井参考人 放送は非常に膨大なものでございまして、何か特にこういう番組のうちで、こういうものというものが御要求がございしますれば、私の方で保存されておるものについては、もちろん参考としてお見せすることは差しつかえないと思ひます。

○谷口委員 それでは、これは委員長にお願いするのですけれども、もちろん、なるほど何千本と一週間でもあるとしますと、これは全部ということはいかないと思ひますが、しかし、今申しました趣旨から、放送によって外国へ直接日本の思想なり日本の考え方が伝わるわけでありまして、だから、国際関係に大へん影響を持ちます。従つてどういふ放送がNHKによつて行なわれていくかというのを私どもが知らぬといふことはいかぬ。今おっしゃったように、なるほど聞こうと思

えば国内でも聞けるわけですが、何十カ国語の外国語でやっているものを、NHKの諸君がそれを聞けといつたつて實際聞けますか。NHKの諸君は外国語にたんのうだから、すべてわかるかしりませんが、一般にはできることじゃない。だから、一つ資料として番組を出していただくように、しかるべくお取り計らい願ひますか。

○山手委員長 よく相談してやります。

○谷口委員 それじゃ最後に、私、NHKの中立性の問題について、特にこれは共産党の方で直接被害を受けた関係もありまして、お聞きしておきたいと思ひます。

これはまあこう申せばすぐに皆さん御了解の通り、昨年の選挙のときにテレビで三党首座談会をやりました。このときに共産党がオミットされたわけ

です。あれはどういう根拠で共産党を除外されたのですか。この点をまずお聞きしたい。

○島浦参考人 お答え申し上げます。あの三党首のテレビ討論会は、御承知のように三党の方で御企画になりました、それをNHK及び民放テレビ会社へ、こういう企画があるが、テレビで取り上げて放送しないかという申し入れがあったのが、話のきつかけでござい

上がったわけですが、取り上げましたときには、選挙の関係もございまして、この三党の御企画をそのままいただきまして、放送することに

よつて国民の政治への関心を高めることに非常に効果があるというふうな判断をいたしました、あの御企画を放送に取り入れさせていただいたのが実情でござい

○谷口委員 そうすると、三党で企画したものだから、この三党の企画では共産党を除外してあったから、それをそのまま受け入れた、こういうことですか。

○島浦参考人 実情は今おっしゃる通りでござい

ます。ただ、今も申し上げました通り、これを放送に取り上げますときには、NHKとしてこれを取り上げることが政治関心を高める上に効果があると考えましたもので、取り上げさせていただいたわけであり

○谷口委員 それはそうだと思うのですけれども、しかし私がここで

お聞きしたいのは、ああいうふうな選挙の時期でもありまして、特に中立問題なんかに

ついての意見を討論されたが、もう一つ政党が、共産党がある。これは当然選挙法の建前から申しまして、それ

からNHKの運営の原則から申しまして、それから放送法のいろいろな規定からいたしまして、特に番組基準を規定した放送法第四十四条第三項の「政治的に公平であること」の立場から申しまして、当然共産党をも参加するべきではなかつたですか。そういう立場を厳守されるのが正しいんじゃないか。なるほど三党が企画したことであらう。企画はそういうことになつたかもしれ

うことではないのであって、もっと自主的に判断し、自主的に行動し得るといふ自主性を持っているわけでしょう。放送法によってそれが保証されているのだ。そういう立場からいって、三党が企画したもので、取り上げるか、取り上げないかということをおきめになる、その取り上げるかどうかという場合にこれが問題になるはずですが、それを三党だけでいい、共産党は入らなくていいということにお考えになったのはどういふわけですか。

○島浦参考人 おっしゃる通りでありまして、三党が企画したもので、言葉はよくありませんが、そのまゝNHKが押しつけられてやらなければならぬという立場では決してない、私も考えております。従って、取り上げましたのは、NHKとしましてNHKの考え方があって取り上げたわけでありまして、その考え方が、いわゆる放送法あるいはNHKの放送基準に規定いたしました公平の原則に反しないかという御質問でございますが、私も、といたしましては、あの企画そのものに最初から入っていませんので、先ほど申し上げました通り、これは御了解いただけると思うのですが、あの企画そのままでいただきますと、それはあの時期における選挙に関する、あるいは政治的関心を高める放送として効果があるという意味で取り上げたのでありまして、あの一つの放送だけを取り上げて、それが政治的に公平であるかないかというのを論じます前に、私どもの放送全体を通じて公平の原則は貫かれておるかどうかというのを御批判いただきたいというのが、根本的な態度でございます。

○谷口委員 言葉じりをとられるようでありませうけれども、事実はそのやうなものでないか。だって事実として各日曜ごとにやっております国会討論会にも共産党は出ておりません。これは前には出ておりましたが、ここ何年間から不当に排除されておる。それから選挙中の放送につきましては、場を与えていただいたというところは事実です。けれども、テレビ討論会というのは、第一回のときは三党が企画したのも、それ以後は、選挙における中心問題、中立問題がテーマでありまして、これから共産党を除くことは、それ自体選挙妨害にはならない。それを皆さん、よからうということ共産党を排除してやりになった。大問題じゃないですか。どこに公平の原則があります。公平の原則を貫くなら、三党だけでやるべきじゃないということであって、共産党は国会の勢力は小さいですけれども、現在の政局では一番問題になっておる政党です。その政党を抜きにすることは、中立性からいっても、放送基準からいっても、正しくないものであって、こういう態度をNHKが持ち続けることは許されません。少なくともこれは何か理由があると思ふのです。そのところをどういう理由でやったか。三党の会談をテレビでやるのが大きな意味を持つというだけじゃなくて、それが意味を持つなら、それだけ一そうその場合には、政治的な中立性を保ち、公平の原則を保つという立場に立つべきではないか。共産党を入れるという態度、これがこの場合の民主主義の原則ではないか。その態度にお立ちにならないか。

一体どういふわけですか。

○島浦参考人 先ほどから申し上げている通りでございます。あの企画そのものに對しましては、私どもの方としては、さらにその他の政党を加えるべきであるとか、あるいは参加者の中から減らすべきであるとかいう意見を申し上げる立場になかったと私どもは判断いたしましたわけでございます。今先生のおっしゃる通りに、NHKが公平の原則を貫かなければならぬということとは、私もその通りに考えておりまして、先ほど申し上げました通り、NHKの企画ではほんとうに政策を選挙民の方々に浸透するという意味の座談会には、谷口先生の方の党にも出させていただきます。その政策の討論をしていただきましたというこの事実からも、私どもの態度は御理解をいただけるのではないかと考えております。

○谷口委員 第一回のときでも今申しましたような問題がありますが、第二回のときには共産党は参加を申し込んでいます。当然もう一回各政党の対談をおやりになるなら共産党も参加させるべきである。それが必要かつ正しいやり方だということを申し入れておりますが、そのときにもやはり排除なさっている。これはやはり共産党を排除するという考えがあるのじゃないですか。あるならあると、はっきりおっしゃっていただきたい。また共産党を排除していいのだという何か理由があるなら、それははっきり言われたらどうです。そうしなさいと、政治的に公平にやるといふその原則を踏みにじっていられることになる。何といつてもこれは弁解の余地はないと思う。これは阿部先生に伺いたいと思うので

す。阿部先生は、戦争中に自由主義者として日本の民主主義、自由主義の発展のために大きな功績を残されて、軍にいられた方です。私たちは先生を大いに尊敬してやってきました。ところがNHKがこういう態度でやってくるといふことは、NHKの原則からいいますと、放送の原則からいいますと、正しくないのだということを、はっきりしていただきました。戦争中に共産党を弾圧し、労働者人民を弾圧し、反民主主義的、反共の立場に立つことが正しいようにいつてやってきました。ことそれが、ああいう悲惨な、国を焼野原とする結果になっております。政治的に公平な立場を持ち、中立の立場を持つというNHKの性格は、この長い戦いの悲惨な経験の結果得たものだと思ふのですが、それを当事者みずから破壊するようなことをやり出したとすれば、これは驚くべきことであり、将来非常に危険をもたらすものと思う。そういう点はどうなんですか。私は先生に伺いたい。

○阿部参考人 私は当時直接関係していませんので、詳しいことは存じませんが、三党首会談に関するそれだけでは、公平の原則を破ったとは理解しておりません。やはり放送全体を通じてNHKは公平の原則を貫くべきもので、一つ一つを取り上げて、これが抜けたから、あれが抜けたからというだけでは、公平の原則が破れたというものは思っておりません。むしろ共産党は常に排除すべきなどということは考へておりません。必要な場合には共産党の方々の御意見も十分お伺いする機会はあるだろうと思ひます。それがいいからといって、一々不

公平だという一つ一つの番組についての御批判は、少しとも当たらないように考えられます。

○谷口委員 これはまことに意外な御答弁をいただきました。残念だと思ふのです。共産党は議会の勢力は小さいから、すべてのことに必要はないのであって、全体を見ればというふうな先生はおっしゃるだろうと思うので、すけれども、しかし選挙を目ざして、最も中心的な課題になっている中立問題に対する各党の意見を国民に知らしめるということは非常に重要で、他のときには、年間五十回の国会討論会があります。その全部に共産党を出させろなどというところは言いません。だけれども、最も大事なとき、各党の意見が国民によって批判されなければならぬという機会、そういうとき、そういうテーマのときに共産党を排除するというやり方は、根本的に公平の立場を傷つけるやり方ではないですか。これは先生の長い経歴から申ししても、やはりこれは正しくなかったと、われわれの必要な場合には共産党も参加させるとおっしゃるけれども、そういう一般的な言い方でなく、ああいう重要なときにこそ、各党を同等に取り扱うべきであり、その態度こそ、大切であるという態度を貫いていただきたい。共産党に対して特別な考へがないとおっしゃるなら、特にああいうときには、共産党も加えた各党の政策なり考へ方なりを国民に知らしめることがNHKの任務であるという立場を堅持していただきたい。そうしていただきますと、全部見てもらえば共産党も出たときがあるんじゃないか、また出すつもりがあるんだとい

う言い方で一般化されますと、この問題の本質には触れることができないと私は思います。いかがです。

ここで私は特に強調しておきます。今後あれに類するようなことがあるときは、やはり共産党は参加させることが建前だ、原則だということを確認しておいていただきたい。この点を一つ伺っておきます。

○島浦参考人 先ほどから申し上げます通り、あの場合の討論会だけを問題にいたしますならば、NHKとして私どもが感じました問題は、あれをそのまま取り上げるかどうかということだけでございまして、今先生のおっしゃるような御意見は、実は私の方として申し上げれば、かりに四党のテレビ討論会をやるから、お前の方でテレビに取り上げる、そういう形でおっしゃっていただくならば、それはそれでまた私どもの方としても十分にこれを取り上げるかどうかということを考える、それが私どもの立場だと考えます。

○谷口委員 もうこれでやめます。そういうおっしゃる方をするに、私は非常にNHKの運営に不安を感じます。三党が言ってきたんだから、これを取り上げるかどうかということだけを考えたのであって、三党を四党にすることについては意見は持たなかったとおっしゃる。また持つべきでなかったとおっしゃるのですが、それがよろしくないと言っているんです。放送法違反だと言っているのです。企画自体はNHKが責任を持ってやらなければならぬ。NHKの立場で、それを実際に放送に乗せるためには、これがどうあるべきかということ判断される基

準があるわけですから。そうでしょう。その基準に基づいて、どこが企画しようが、だれが企画しようが、NHKが判断するというのが態度をとりませんと、こういう片手落ちのことになると、NHKの中立性を疑わしめるような結果になる。そのところを今後はいっしょに間違わないようにやってほしい。何と言われましても、どう抗弁されようとも、あのときの三党首会議に共産党が参加しなかったという点について、あるいは国民大衆は非常な不信を抱いている。なぜ共産党を参加させなかった、NHKはなぜこういう態度をとるんだらう、これはNHKに対する信頼をみんな強く持っておればおるほど、そういう疑問を持ったらは当然だと私は思う。やはり放送法及びその他の法規に規定しております通りのNHKの性格を、また任務を考え、いかなるところの意見であらうと、いかなるところの迫害や圧迫がありましても、あくまでも断乎として排除する態度をとっていただきたい。NHKの本来の性格を厳守する立場を堅持してもらいたい。それがほんとうのNHKの任務であるし、またそうでなかったら再び戦争中のあの誤りを繰り返すことになると思う。この点は一つ原則の問題として最後において、私の質問を終わります。

○山手委員長 受田新吉君。
○受田委員 今、谷口委員から放送法の性格についてお尋ねがあり、またこれに対する運用についての疑義をただされたのでございますが、私は放送法そのものの、二十五年にこの法律が成り

立ったときにこの法案を担当した一人として、当時立法の精神がどうであったかということをよく承知しておりますので、その点から一言お尋ねしたいことがあるのです。

この公共放送の公益性、それから放送の自由性、中立性、いろいろな角度から見て、NHKの、放送法制定以来過去十年余にわたる歩みというものは、私自身としては大体その放送法の目的にかなった方向を歩んできたことを認めます。ただ最近、一般事業放送、民間放送が頭をもたげてきたので、これと競争意欲が手伝って、いささか不偏不党の線を逸脱するようないさななきにしもあらずという心配もあるのでございまして、阿部先生、なおその他の先生方のお考えは、公共放送と民間放送の競争という点について、何か多少意欲を湧かしたようなところが現実にありますか、いなか、不偏不党の精神から民間放送のあり方にはおかまいなしに、NHKはNHK独自の考え方で進むということに完全に割り切れて進めておるか、多少民間放送の動きも見て、それに対抗意欲を湧かせておるか、そこを一つ伺いたいと思います。

○阿部参考人 私は公共放送と民間放送とは性格が違ふのですから、そういう意味では競争意欲は毛頭ないつもりでおります。しかしながら、番組のよきことを競うという点の意味では、競争があった方がいいと思います。あなたがっしゃるように、何か競争すると、そのために逸脱する場合があるような御心配があるようですが、そうなっちゃ困る。そうならない限りにおいて、よき番組を一般の聴取者に提供

するということは、競争があった方がいいと思うのです。しかしながら、むしろ性格が違ふのですから、そういう意味では競争はあり得るはずがない、競争すべきものじゃないと思います。

○受田委員 その番組編成等について、よきものをNHKが持ちたいという意欲を湧かすという意味の競争意欲はある、ただそれを不偏不党の精神を逸脱しないような方法でやっておる、こういうことですね。

ところがもう一つ問題は、政府が政府の所信を国民に訴えるために、これは行政府の責任者としてNHKを利用するといふ場合、ある重大な政治的な意見の対立した問題などが、一方的に政府と党の強引な通過によって法律となったり、予算化されたりしたというときに、問題になったような法案、予算案とかいふものを、政府の執行の立場からの宣伝のために、これをお使いになるというときには、よく考えておかないと、そこに不偏不党性というものがこわされるおそれがあると思えます。そういう場合に対する対処策は、どういふ精神でやっておられるか、お伺いしたいのです。

○阿部参考人 私は政府の強要によって政府の政策その他を宣伝しようなんて考えておりません。しかしながらNHK独自の立場において、この政策は一般国民に知っていただくかなければならぬことである、そういう意味では、政府の立場及びこれに反対する人の立場を公平に放送するのは当然だと思ふ。ある一部の強要によつてはいかなる場合といえども私は動くべきものではない、また過去においても動いていないとは思いますが、将来において

も動くつもりはありません。その点はどうぞ御安心なさって下さい。

○受田委員 政府といえども一方的な強硬は断固これを拒否するという腹を持って、かように強い信念をお示しになっておられる。それからまた一つの問題について非常に対立した意見、結論が出たという場合には、反対意見も取り入れて公平にこれを放送する、こういう考えで放送の自由性、公平性というふうなものも十分これを順守してやっていると、かように了解をしようしゅうございませう。

○阿部参考人 よろしゅうございませう。
○受田委員 その観点から今後NHKが一そう今申しました点をりっぱに行なってくれることを前提にして、質問を続けさせてもらいます。

大体NHKの収入の主たるものは、これを利用する人々の納める聴取料です。そういうところから聴取料については今まで何回か議論がありまして、会長さんも政府にある程度の文句を申し入れたこともあるわけです。このラジオとテレビの受信者が負担する金額は適当であると思っておられますか。これはまだ安いと思っておられますか。それをNHKの責任者として御答弁願いたい。

○阿部参考人 私は必ずしも安いとは思っておりませんが、しかしながらNHKの性格として、収入が増して余裕ができたならば、これは聴取者にお返しするのが当然である、ただしお返しするということの意味は、料金を負けるということばかりではなく、番組をよくしてお返しする場合もあるし、あるいはその他のサービスをよくしてお返しする場合もあり、それはそのとき

そのときの情勢によって判断すべきであると考えております。

○受田委員 ラジオ八十五円、テレビ三百円というの額は、現在においては適当であるとお考えですか。

○阿部参考人 現在のところは適当だと考えております。

○受田委員 大体ラジオやテレビを利用する人々というものは、そうした聴取料を少々上げ下げしていったくらいのことでは問題にならないという人もあるし、またそれによって非常に影響を受ける人もあるわけなので、そういう意味から政策的に見ても、NHKは独立採算制ではありまして、それを利用して人の側から見て、それぞれの立場において適当な方法をとっていい、こういう行き方が、私はNHKの公益性の立場からいって適当であると思ひます。だからこそ、今度、事業計画書を拝見しますと、だいたいその点、社会政策的なものを御採用になっておられる。それはもちろん、放送法の第一条第一項の規定で「国民に最大限に普及されて、云々とある。このことをもとにされていられると思いますが、山間僻地、島、それからテレビにしましては受像の非常に困難な地域等、こういうようなところに心を配って、国民の中に公共的なラジオ、テレビの利用のできない者がないようにすること、これをとにかく行き届くところまでやるというところに現在のNHKの大きな任務があるのだと思ひます。都市とか交通の便利のいいところの人々は、あらゆる角度で文化の恩恵に浴している。ところが、そういうことのしばしばは欠除している今申し上げたような地域のの人々に、別の角度からNHKが貢

献して、国民に文化生活を満ち足らすわけにいかぬけれども、補ってやる、こういうところに基本的な方針をお打ち立てになっていることは私共鳴を感ずるわけですが、それをもっと徹底させる方法はどうか。たとえば山間僻地、島、そういうところに今いろいろな施設とか、受信料、聴取料の免除とか、特別の設備を置くとかいうことはありますけれども、それよりもほかに、ラジオの巡回的な指導——交の通不便なところにNHKの巡回講演会、巡回演奏会というものが出て、ラジオ、テレビで皆さん御承知のこういうものをここで公開をしますとか、もつと角度を変えた方面から、NHKがそういう不幸な立場の聴取者に益するような事業をおやりになる計画はありませんか、一つ伺いたい。

○小野参考人 お尋ねの、文化にあまり恵まれないうところに重点を置きまして、その方面にいろいろな施設を計画すべきだと言われる点につきましては、在来といえども、放送法によってNHKの使命となつております。全国にあまねく放送の文化が行き届くように努めなければなりませんので、そのような面は、聴取条件の改善の面につきましてはもちろんのこと、あるいは受信機関係の巡回相談班、あるいはNHKの番組に対して非常な親しみを持っていただきます意味におきまして、番組を全国に計画的に回すわけにございまして、三十六年度の予算におきましては、そのような面には、従来に変わらず、あるいはむしろこれを強化いたして計画をいたしておるわけにございまして。

○受田委員 山間僻地などへ演奏会などを開いてやるというようなことなどは、その地域の人に大へんな歓迎をされることになるのですが、ラジオで聞く演奏でなくて、現実にNHKの放送楽団がこの村へ来て演奏するのだというような計画も、私は進めてもらいたいと言ふのです。

○小野参考人 映画等につきましては、非常に山間僻地の方面にまでもこれを派遣をいたしまして、地方の方々からは非常な感謝の意を述べられておるような状況でございます。その他いろいろ、NHKといたしましてはもう限りの、ただいまの御趣旨に沿うような計画は樹立いたし、これを執行して参りたいというふうに考えております。

○受田委員 一時から本会議で、その期間中を休むそうでありまして、もう一つだけ。

だんだんと計画を進めておられる模様ですが、これを一つ本腰でやっていたら、今のテレビ——テレビの普及度とラジオの普及度との間にアンバランスもあるわけで、農村、山間僻地にテレビが普及するということは、まだなかなか前途遠慮だと思ふのです。従つて現実に、むしろ問題は、そういう交通に恵まれないう、文化の恩恵に浴したいところへ重点的に御計画をお進め願ひたい。そこでちよつとテレビとラジオの普及度について伺いたいです。だんだんラジオの方の聴取者が減つて、テレビの受信者がふえている表を見せていただいているのですが、大体この傾向は、今後五年の後は一体どういふふうになると目ざしておられますか。テレビの普及

度とラジオの減少度、こういうものがどこのところまでいくのだというNHKの五カ年計画、三十六年から始まつて四十年に至るその歩み一つ伺いたい。

○春日参考人 今の御質問の点は、私もが当初立てました五カ年計画と若干比べて思ひますことは、今、先生のおっしゃいましたように、テレビジョンの第二次チャンネル・プランができませんと、全国の相当小さな市までの、百二十カ所ぐらいの地点にテレビのサテライト局を建てなければならぬという計画になるわけです。これを三年ぐらゐで完成するといふふうに考えますと、テレビジョンは、われわれ当初予定いたしましたよりも相当伸びて参るだろうという推測がつくわけであります。現在考えておりますのは、お手元の予算書にございまして、テレビジョンについては、三十六年度末は八百三十万世帯ぐらゐ、三十七年度は九百九十万世帯ぐらゐ、四十年に参りまして一千二、三百万世帯ぐらゐな数になるんじゃないかというふうな見通しを立てております。

一方、ラジオにつきましては、今度相当多数の免除をいたしますので、有料受信者の数を考えて参りますと、三十七年度は八百八十四万、三十七年度が七百二十四万世帯ぐらゐになる。四十年の末には五百万台ぐらゐになるのではなからうか、これは契約者の数の展望でございます。一応そういう見通しを立てております。

○受田委員 そのときはラジオの受信機というものは、本物が大幅に減つてくるという意味の場合と、それから今の減免措置をされるものがふえるという場合と、二通りあると思ふのですが、五百万世帯になったときには、ラジオは実際五百万近くまで減つてきまつか。もちろん減免措置のものを除いてですね。

○春日参考人 ラジオを實際受信しておる、利用している人というものは、私どもは相当多いんじゃないかという推測は持っておりますし、ラジオ・プロパティの機能というものはなかなか減らないだろうということも考えられるわけでございますが、ただ申し上げられる点は、相当の所得の低い層にテレビジョンが伸びていくことと、それからテレビジョンの放送が今のラジオと同じように朝から晩まで、いわゆる全時間放送になりますと、現実にラジオを置かずに、テレビジョンで現在のラジオとテレビジョンの両方の役割を果たさせる受信者というものが相当ふえて参る。そうなる参りますと、ラジオ・プロパティのいわゆる受信契約世帯というものが減つて参るということは見通されるわけでありまして。

○受田委員 ベルが鳴るようですからこれでおきますが、ラジオの方は携帯ラジオ、トランジスター、こういうものがますます普及して、どこへでも自由に持ち運びができるように利用されてくると思ふのです。この方は聴取料は要らぬわけでしょう。自由に持つていけるという場合には、所在をつかむことが困難になると思ふのですが、どうですか。

○春日参考人 現在私どもの方の受信契約は世帯単位でございますから、ラジオとテレビジョンが同一世帯に何台あつても契約は一つでございます。ですから、今、先生のおっしゃいますよ

○山手委員長 この際本会議終了後まで暫時休憩をいたします。

午後一時二分休憩

○山手委員長　それではこれより再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

○受田委員 先ほどお尋ねしていた問題点で、まだ解決を見ていない点をお伺いします。

五カ年計画の聴取者、受信者の推移について伺ったのでありますが、昭和四十年にテレビジョンの受信者が一千二百万世帯、ラジオが五百万世帯という見通しを持っておられるようであります。ところが、このラジオの方々に例をとりますと、五百万世帯ということになります、今私が申し上げた携帯用のラジオを持っているような家庭を含む場合に、はたしてそれだけに減少するかどうか。聴取料のとれなない家庭が多量にふえて、五百万世帯くらいしか聴取料を調達できないという

○小野参考人　けさほど御質問に答えまして、大方の将来の見通しにつきましてお答えを申し上げたわけでござい

ますが、もちろんラジオにつきましてはトランジスタのラジオが非常に普及しつつございます。そういう面で非常に把握しにくいじゃないか。政策的な意味合いにおける免除の關係は別として、實際は把握しようと思つても、そのようなものが非常に主體になつて、現在見通しております五百万

もはたして維持できるかどうか。できないとすれば、財政上相当そごを来たすではないかというお話でございますが、もちろんテレビの普及につれましてラジオが減少しつつありますのが現在の状況でございます。これは将来もずっと続くだろうと思います。そういう面を考え、またトランジスタ・ラジオの普及の関係等も考えましていろいろ推定いたしました結果が、テレビ一千二百万台のころにはラジオがざっと五百万、あるいはちょっとそれ欠けるくらいになる、こういう見通

○受田委員 トランジスター・ラジオの普及ということはテレビの普及と並行して一そう強化されてくると思うの

者がだんだん減少してくるという見通しを立てて、トランジスターの利用者を計算に入れないでいると、聴取料の上に非常に打撃を受けはしないかと思う。これから文化生活が徹底してきますと、むしろいつも行動に随伴して歩くトランジスターというものも徴収をするというようなことにならないと、

NHKとしてはとても採算がとれなくなってくる、独立採算の基礎がくずれる心配はないか。今五百万くらいで成り立つという計算をしておられるようでありますが、この問題は、よほどそろしたトランジスター・ラジオの普及

度というものを計算に入れて、その聴取料をとるかどうかということもびちっと計算に入れて今後対策をお立てにならないと、逃げ道の方は大目に見ておる。聴取料は高くしていかなければならぬということになってくると、これは問題になると思いますので、聴取料をそのままにしておくと同時に、もうぐりで聞く人をなくする、こういう対策をNHKとしてはおとりになるべきじゃないかと思うのですかね。

○小野参考人 御指摘の通りでございます。

●**受田委員** 大ていのところは、テレビができましたもラジオはそのままになっておりますし、ラジオを売りさ

ばくわけにもいかならないから、そのまま旧式なものが残っております。しかしラジオが残っております。それは聞かないのだ、聞いていないで、ただ置いてあるだけだという説明になってくるものと別ですけれども、実情はどうなっていますか。テレビをつけた家でラジオをそのまま廃棄処分にして使っていないという申告がされるのですか。

○小野参人 テレビをつけたからラジオは聞かない、あるいはそういういろいろな理由で廃棄をするのだ、こういうのが今起きつつある現象でございします。その中には、もう受信機を処分してしまったり、あるいは受信機が故障

いのだ、こういう申し出が大部分でございます。

○受田委員 聴取者の嚴重な調査ということもやはりやらなければならないと思うし、テレビが取りつけられないで古い旧式なラジオを大事に使っている貧困なる家庭と、テレビも備え、豊かな暮らしをしておる家庭とを同列に見ることはできないわけなのです。テレビを備えつけたにしても、ラジオは依然として別の角度から用いておるといふ場合には、両方から料金をとらなければならない。

の聴取者が五百万以下に減るであろうという見通しについては、トランジスタ・ラジオの普及徹底という問題を

別に考えられて、大いトラジスタター・ラジオくらい持たない家庭はか
いわけですから、テレビが普及するそ
れくらいトラジスタター・ラジオを持
つと思う。千二百万世帯くらいテレビ
をつけるるとすれば、千二百万くらいは
別の意味で、ラジオの利用者というも
のがあると思うのですが、どうなんで
しょうか。テレビを持っている家庭で

がね。

○小野参考人 実態は御指摘の通りだと思います。現在でもラジオはいろいろな理由で契約は廃止になっておりま

すが、これを全然聞いていないという
ことはなと思います。そこに非常な
問題がございまして、将来の問題と
しましては、ラジオ、テレビ両方の
を別の料金にしておることにそのよ
うな事態が生ずるわけでありますの
で、もうすでにテレビ料金とはいわ
ず、放送料金として両方を合一した
ような料金を設定すべきだというこ
とが、問題を根本的に解決する一つ
の方途である面はただしいと思いま
す。そのような面はただしいと思いま
す。非常に慎重に検討いたしつづつ
てでございます。

○受田委員 専務さんは、その実態が私が指摘した通りでありそうだと、ことを一応想定しておられるわけですね。しかし実態を把握するのが困難だということで、将来料金を統一したいという御意思をお持ちのようでございます。私はこの点NHKとしては、独立採算という立場からも、料金を値上げするよりも、そうした実態を明確に把握して、聴取者に不公平な待遇をさせないように努力をせられたい、それが一つ。

もう一つ、独立採算の本質的なもの、入るをはかって出るを制するという建前からいえば、NHKが現に協力していただいております社会政策的な事業、つまり聴取料を納め得ない貧困な家庭に対するもの、あるいは身体障害者等に対する特例、あるいは特別の地域に対する特別措置、こういうようなものは大政府の社会政策的な仕事のはずなものですから、一般会計の方でこれは当然担当しなければならぬ、本質的にいってならばNHKがこれをやるべきものでないと思うのですが、いかがですか。

○西崎政府委員 NHKの受信料の性格という問題に連なる御質問だと思えますけれども、そういった点につきましては、先ほど御指摘のトランジスタ・ラジオの普及の問題等もありまして、われわれの方でも今後いろいろ研究して参りたい、こういうふうにして参っております。

○受田委員 社会政策的見地における出費というものは、本質的には政府自身がやるべき性質のものではないか、これをNHKにやらしてやることは筋違いではないかという本質論を私は今

申し上げておるのです。

○西崎政府委員 少し言葉が足りなくて失礼いたしました。NHKの受信料の性格の中には、対価的な考え方あるいは効用負担、あるいはまた税金の性格といったようなものも入っております。思いますので、今御指摘の、社会政策的な面は一般会計で負担すべきではないかという御意見でございますが、現状におきましてはNHKの受信料において負担せざるを得ないようになっているわけでありまして、受信料全般の問題として今後そういった点も考えて参りたい、こういうふう存する次第であります。

○受田委員 これはNHK側から御答弁願いたいのですが、当然NHKがやるべきだ、それはもちろん放送法第一条第一号の規定の中に「放送が国民に最大限に普及されて、その効用を最大にすることを保障すること」を前提とした目的があるわけですから、NHKが独立採算の立場からいかなる犠牲も払わなければならないということが本質的なものか。あるいはそうした一般社会事業、社会政策的なものについては、これは国鉄にも、ほかのいろいろな組織にも、そういうものはあるわけですから、NHKはどういう考えを持っています、やらなければならないのかということについて、私はNHK側の御意見があると思うのです。

○小野参考人 現行法で参りますと、そのような道は開けておりません。政府といたしましては、国際放送あるいは放送関係の発展に資する調査研究を命ずる場合には、これが必要な経費を交付する、こうなっております、た

だいまの減免関係が、社会政策的な意味合いでありましようとも、これを政府が経費を交付するというようなことはございせん。ただ立法論から申しますと、いろいろ問題があるかと思えますが、法案の主管庁であります郵政省を差し置いて、NHKの方でそのような意見、こうすべきだということとは非常に相違があるのであります。ただその辺には、そういった運営の経費を政府からいただければ、その限度におきましていろいろ監査の対象にはなると思えます。このことはもちろん番組自体ではなくて、運営の経費であります。その経費自体において、やはりそのような関係にありまことは、NHKの本然の姿として不偏不党、政府といえどもどこからも干渉を受けないで、厳正中立に運営しろ、こういう自主性の関係について、多少の危惧を抱かれるのではないかと、このようなこともありまして、現在の法体系といたしましては、そういった社会政策的な、本来国家がやるべき社会政策的なものを、NHKがやる場合におきましては、受信料の総体の枠内において操作をいたして運営をするということになっておるわけでありまして、立法論といたしましては、いろいろ先生の御指摘のような議論も出ようかと思えますが、この辺は法案の立案の当事者でございせんので、この辺のところでは、かんべんを願いたいと思えます。

○受田委員 小野専務もかつては政府の最高級のお役人であられたわけですから、その間の調節をおとりになるには、はなはだいいお立場の方だと思えます。だから、これは、放送法の法理解釈というものが、一体そうした社会

事業的なものまでも放送局にやらせるように考えていたのかどうか。私も法律を作るときにそこまで実は深く掘り下げて検討をしていなかったのです。しかし今の段階になってくると、たとえば病院などにテレビを備えつけて、不幸な患者にこれを見せる、こういうような仕事をNHKが一体やるべきか、あるいは厚生省がやるべきか、地方公共団体がやるべきかというような問題にこれからぶち当たることとしばしばあると思えます。そうしたときに、ここに事業計画にお示しのような免除範囲をどんどん拡大していき、そしてまた特別の便宜措置を与えらるるようになっていき、こういうことになりますと、その眼界が非常にむずかしくなってくると思えます。非常に不幸な集団、不幸な地域、こういうものにに対してNHKがサービスすること、国がそういうところの文化の普及に協力すること、眼界をどこに置かうかという問題が起ると思えます。両方が野放図にずっとやっていくことにおいて、国の責任というものがゆるがせにされて、放送に関する将来の施設関係あるいは聴取料、受信料の減免措置、こういうものをすべてNHKが負担しなければならぬというやうなところになる、ずるずると発展していくことになる、NHKの経営がはたして可能なりやいなやという問題にぶつかると思いますが、それは将来の問題としても大事なことでありますので、官房長、政務次官がおいでにならないところお気の毒でありますけれども、郵政省、政府側の態度として、今私が申し上げた点をどうお考えになるか。

それからNHKもこういうことをどんどん範囲を拡大されていくと、最後には行き詰まりはしないかと考えるわけですね。非常にいいことですから、これは両方が競争してやっていたら、ば、ますますいいことでございまして、けれども、将来の政策の競合点、限界点というものはつきりしてお進めを願えたらと思えますので、お尋ねするわけですね。

○西崎政府委員 今、受田先生からお話のように、この受信料の免除範囲の拡大その他社会政策的な負担というものをどが負担すべきであるか。先ほど申し上げましたように、現在NHKの受信料の中でこれをまかなっておるという状態でございまして、先ほど小野専務からもお話がありましたように、これにつきまとして政府が負担するということになりますと、いわゆる公共放送としてのNHKの中立性といった問題にも影響がないとはいえないことも予想されますので、政府としましては、従来NHKの受信料負担でやって参ったわけでありまして、

この放送法あるいはまた電波法の問題につきましては、これが施行されてから十年の歳月が流れておりまして、その間放送事業も非常な発展を遂げて参りました。NHK、民放通しまして、これを規律しておる、こういう現行法というものを今後もう一回再検討してみることが今後もう一回再検討して参る、こういうふうな感じでおるわけでありまして、そういった機会に、今先生からお話の点も十分考慮に入れまして再検討させていただきます、こういうふう存する次第でございます。

○受田委員 テレビジョンの難視地域

というところに対し、共同施設の一環としての助成を考へておられるということも御計画で伺ったわけです。それから学校放送に対するテキストの無料配付、こういうようなことになると限界がばく然としてくると思うのです。事実、今病院などに対し、あるいはテレビジョンの難視地域においては、その地域の人が金を出し合つて無理して設けていられるところがある。それから学校放送でも家庭の方からテキストを共同購入しているところもある。PTAなどが……。そういうところは、地元が金を出し合はなくても、NHKがやってくれるのだからということになってきますと、NHKのそうした対策待ちということでは、あまりにも大きな負担をNHKが引き受けなければならぬような心配もある。だから資格審査ということも大事ではありますけれども、対策そのものの根本的な問題が一つあると思う。テキストの無料配付、非常にけつこうなことです。教科書を全国の子供に全部無償で出しても、百億ばかりで済むという計算も出ておられるようですが、そういう政策でやるのであれば、国が本質的にはこれをするべきで、NHK自身の手でなさるべき事業としては、これはやがて負担過重になって最敬礼をする時期がきやしないか、こう思うのですが、その限界、資格審査、こういうものに対してのNHKの考え方、無制限にこれをずっと将来広げるといふ第一段階として、今申し上げたような事業を計画されておられるのか、その計画は、あるところまでいったら、やめるような計画になっているのか、その内容を御答

弁願いたい。

○小野参考人 ただいま受信料の減免

の問題、その他受信料を自己体には関係はありませぬけれども、いろいろな事業計画を通じて、文化政策、社会政策的な意味合いの仕事をやっておられますが、もちろんNHKといつたしましては、受信料の収入のワク内においてこれをやっておられますので、現在並びに将来にわたる見通しの上に立ちまゐりて、無理のない、財政状況を危殆に陥れない範囲において計画をいたしておるわけでございます。そのようなわけで、一面から申しますと、そういった政策はいいことだから積極的にどんどんやれというふうなお話もございしますが、この点につきましては、受信料収入でまかなつてやっています関係上、一定のワクがあるかと思ひます。そのワクは現在まだ破つておられない、破らないような建前で施策をいたしておられますし、その問題も、今日現状においてだけでなく、将来のテレビ、ラジオの件数の推移に関連した財政規模からいって、この程度は将来とも累を及ぼさないといいようない見通しをつけて計画をいたしておられるような次第でございます。

○受田委員 その計画に充当する予算

はそれぞれの立場からどのくらいであるかを御説明願ひたいのです。

○春日参考人 受田先生の先ほどのお

話もございました具体的なテキストの無料配付の問題でございますが、これは無制限にやるのではなくて、NHKのラジオとテレビジョンの教育放送を利用してあります学校のうち、いわゆるほかの教材がほとんど行き渡らないような僻地校という指定を受けました

学校と、それから私どもの方が教育番組を組む上の非常に有力な参考となります定期的な調査を依頼しておりますいわゆる学校放送の研究委員校というものがございまして、これを限度としてテキストの無料頒布をいたすわけでございます。この予算の中では、そのために投じます金額は三千四百万円くらいに予定を立てているようなわけでございまして。

それからもう一つ、テレビジョンの共同受信施設に対する助成でございますが、やはり予算を立てまして——ただこの方はその助成を促進いたしますと受信者の伸びが非常に早まるわけでございます。そういった意味から、受信者の早期獲得と安定という大きな効果がございますので、これも平均一カ所百万円くらいの予算でございまして、すでにあります施設に年間九十カ所くらい、それからこれからできます施設に対して三十五年度は百二十カ所くらい予算を組みましたが、三十六年度はそれにさらに六十カ所くらいを増して百八十カ所程度の場所というふうな一応のめどをつけておりますが、これはその各共同受信施設にばら下りまして受信者の数によりまして一定の比率を設けて——平均百万円でございまして、旧施設の改善の場合の助成施設で、百世帯つながつておる場合と、三百世帯つながつておる場合とはどうだというふうな、それぞれの基準を設けて助成をしていくわけでございます。

○受田委員 そうした共同受信施設に対して相当な——九十カ所と百八十カ所と二百七十カ所、百万円平均ということになる。そうしますと、その予算

が大体三億円近いものが考えられるわけですが、共同施設に対する助成金の総額として、予算をどの程度に見ておられるのですか。

○春日参考人 この予算におきましては、約二億一千万見ているわけでございます。

○受田委員 相当積極的に大衆普及化というところへ熱意を持っておられることはよくわかります。ただそのねらいが、僻地の中小学校だけに限定をしておられる。へき地教育振興法というのがあります。へき地教育振興法にはそうした文化施設その他の面についてはもちろん国が特別の措置をしなければならぬという規定があるわけですが、このラジオの施設だけは別だということになる。そういうこととはやがて文部省など御相談されて、文部省がやっておる中でNHKに協力願ひたいのはどこだということをお伺いしたい。その意見を伺ひたい。その大事なポイントをお伺いしたい。御決定になったかどうか、お尋ねしたいのです。

○春日参考人 NHKの学校放送、ラジオでもテレビジョンでもそうでありますが、そのものの自体のプログラムの作り方から利用の指導、そういうものの一切につきまして、文部省を初め、ラジオ、テレビジョンを使う視聴覚教育の研究団体、そういう民間の諸団体とも十分の折衝連絡をとりながら、この施策を進めていっているわけでございます。今御指摘のように、たとえば僻地指定校の場合には、文部省が年間計画でラジオなりテレビジョンなりを施設していく。私どもはそれは学校の施設でございますから、受信料はいただ

かない。いただかない上に、さらに積極的に利用していただき、それからいろいろなレポートを出していただく関係から、そこで使う教材、教具になるテキストは無料にする。関係団体と連絡をとりながらその施策を進めているわけでございます。競争しているわけではないのであります。

○受田委員 そうしますと、文部省側の意向もテキストの無料配付にぜひ御協力願ひたい、こういうことがあつたか。あるいは学校放送の研究指定校だけに応援をされるようございします。が、学校放送の研究指定校というもの、一つの問題がある。それは、指定されたところは放送教育を非常に研究しているところとしまして、むしろそういうところでないところで、これから大いに放送教育を真剣にやらなければならぬところがあるわけですから、熱心なところよりも、これから育てなければならぬ面があるところを対象にしなければならぬ面があるところがある。そういうこともちゃんと御相談の結果、教育的見地からも妥当であるという結論から断行をされたのかどうか、伺いた

いのです。

○春日参考人 今、先生が最初に言われましたように、僻地校だけテキストをただにしろとか、指定校だけただにしてくれということをお文部省から言われてやっていると文部省から言われ、お断り申し上げなければならぬと思ひます。

それから指定校につきましては、先生も御承知のように必ずフィックスしているわけではございませんで、やはり私のところは研究指定校の指定を受けたらいろいろな研究レポートを出す

から、指定をしてくれ、というような希望もございまして、毎年指定校そのものは変わっているわけです。考え方は、NHKのラジオ、テレビ、ラジオの教育放送を計画的に積極的に利用していただくために、われわれはいろいろな手を打たなければならぬと思いましたが、これは先ほど小野事務から申しましたように、財政の許す範囲において、目的を限定いたしまして、三十六年度はそういう方向でやってみたいという計画でございまして、将来さらに別の面で、どの向きにテキストの無料配付を考えるべきか、あるいは現在やっているものをさらに検討して直す必要があるかどうかというふうなことは、それぞれの時点で考えさせていただきたい。ただ、今申し上げておきますのは、三十六年度予算ではそういう計画を織り込んでございまして、ということと御了承願いたいと思っております。

○受田委員 文化政策とか、あるいは社会政策というふうなものは、やはり国全体の政策を考えながらNHKがこれに手を出しになる。——手を出しになるという用語が悪いかもしれませんが、NHKの思いつきでなくして、NHKがなすべき社会政策、文化政策はどんなものがあるかということ、国全体の政策の立場から考えて文部省とか厚生省とかと相談をしていく。たとえば共同受信施設のような場合に、そうした非常な難視地域のみならず、難視ではなくても、その地域の貧困さが甚だしいところであって、テレビ受信施設のある家庭というものがまことにうりやうりとしていて、うりやうりなところがあるから、そう

いうところは難視地域以上に貧乏なんです。難視地域でも案外豊かな地域もあるわけですから。そういう場合には、共同施設を設定するのにどちらに重点を置いた方がいいかということが一つあると思うのです。この意味では、NHKは一つ一つの国策会社でもある形を一面とておりまして、そういう面において、国策としていずれをとるべきかという場合に、テレビを受信する能力のない貧困地域というふうなところも御検討を願って御結論を出さるべきではないか、こういうふうな考えております。

高等政策でございまして、賢明な皆さんで種々御検討の結果御決定になったと思っております。経営委員会というものがあって、そこで最高のスタッフが知恵をしぼられておられると思っております。NHKの果たされるお仕事というものは、今申し上げたような高い立場で、ポイントを誤らないように手をお出しになることを私はお勧め申し上げておきたいのです。

次に、職員の問題がここに出てくるわけですね。新職員採用のいろいろな規定とか、あるいは給与の改善、退職手当の問題などがここに出てくるのでございまして。NHKの職員は、今までその組合の皆さんもいろいろ要望されたことがありますが、ほかのところと比べてあまりよろしくなかったという声もあつたわけですね。昭和三十五年度の給与ベース比較表を見ますと、まだあまりかんばしい方ではなかった。しかし三十六年には、相当のところに上がつておるといふ結論が出ておるようですね。そこで、NHKの新規卒業生の初任給は、国家公務員の場

合と比較して相当高い基準に置かれて

いるわけでございますが、三万円ベースの新制大学卒業生の初任給はどれだけになっておりましたか。技術者といふいろいろ違いますが、一般的なものですか。

○春日参考人 お手元の資料にございまして、基準賃金三万六千二百円の場合の大学出の初任給は、本給で一万三千元でございまして。

○受田委員 そうしますと、三十六年には本給で一万五千元に近いものになっていくわけですね。

○春日参考人 本給で約一万五千元ちょっと上回るくらいになると思っております。

○受田委員 これは国家公務員と比較して多少色がついておるといふことは、われわれとしても認めざるを得ないところがあるわけですね。ただ職員には退職年金制というものがございません。退職年金制はここで考慮しよう、退職手当制度はここで新積み立てを計画されて実施するということになっておりますけれども、やめて後の退職年金というふうなものとの制度はNHKにはないわけですね。

○春日参考人 退職金を一時金で出します。ほかに、定年退職いたしました五年間には若干の年金を出す制度を三十二年あたりから発足させまして、これは一定の金額に達しませんでした。これは、まるまるそれがわれわれの考え通りに施行できませんから、現在のところ、年金制度の過程的な措置は、一時的な退職金のほかに、若干いたしております。

○受田委員 若干ですね。そうしますと、退職手当と退職年金との制度について、NHKとして本質的なものを研究してみたいという御意思があるわけですか。

○春日参考人 退職手当制につきましては、これはすでに倍率もきめておりまして、その通り適用いたしております。それから、いわゆるベース・アップその他で賃金が上がれば、それに応じて倍率は同じでございまして、退職金は増していくわけでございます。それから退職年金制度につきましては、毎年々々今のところ積み立てていきまして、将来その基金がわれわれの予定通りに達しましたと人たちは、完全な形で退職後五カ年間適用を受けるわけですが、現在それに近づくための進行中におきましては、各職員がかけました掛金のどれくらいというふうな基準の経過措置を設けまして、現在定年退職していく人たちは、その経過措置を適用しながら年金を出してございまして、これは将来の目標を立てて目下それに近づきつつある段階である、かように御了承願いたいと思っております。

○受田委員 退職手当及び退職年金制度というものは、退職手当を減らすようになれば、今度は退職年金の方をふやすとかいうふうにして、因果関係があるわけですね。退職後の生活保障ですから、考えれば両方を一本で検討しなければならぬと思っております。これは最近民間におきまして、退職一時金だけでなく、年金制度を完備している民間会社がたくさん出始めたわけですね。国家公務員の場合は共済組合法、恩給法というふうなものの適用で、それぞれ道が開けておるといふことになりまして、老後の保障、退職後の保障という点においては、NHKなどは一つ模範的なものを御研究願って、その

職員に退職後における安定した生活を、希望を与えてやらなければいかぬ、その点について一つ御研究を願いたいと思っております。

そこで、時間をとりません。皆さんお疲れのようですし、すぐ質問を終わることにしよう。

私、この予算上の問題で最後にお尋ねしておきたいことがあるのです。放送債券という債務負担行為をやった当分の資金計画をまかなっておられるこの放送債券の四十億を設定された根拠、それからこの放送債券の利率及びその売り出し価格等におけるこれから先の一般公社債の発行条件との関連における今後の態度、こういうものを一つ御答弁願います。

○春日参考人 放送法ができました当時は、放送債券は放送法の条文の中で三十億円まで発行できるといふ条文がございまして、ございましてから一応の限度はあつたわけでございます。三十四年度に改正をいたしましたときから、NHKの最近の決算を受けた純資産額の三倍まで出すことができるというふうな条文が改まったわけでありまして、ございましてから、三十四年度の決算はまだ国会の御承認を得ておりませんが、三十四年度の決算で純資産額を考え、その三倍を考えますと、二百五億ぐらいの債券が発行できるようなになっております。これが一応の限度でございまして。

それでお尋ねの四十億という線につきましては、私どもの三十三年を起点として立てましたラジオ、テレビジョンの全国網の置局の五カ年計画を進める上において、いわゆる自己資金でございまして減価償却費その他と見合いまし

て、どの程度にその年度において外部資金を導入したか建設計画が予定通りやれるかという点を計算いたしました。外部資金五十三億くらいのうち放送債券四十億それから長期借入金その他の残りというふうな資金計画を立てたわけでございます。

それから債券の発行条件は七年の償還でございます。百円の債券を九十八円で発行いたしております。利率は年利七分五厘でございます。しかし今申しますように二円引いて売るわけでございますから、応募者利回りは七分九厘八毛くらいになるわけでございます。当然現在の金利引き下げというふうなものとも見合ひまして、三十六年度の中途において若干債券の発行条件も変わるのではなからうかという推測をいたしておりますが、現時点におきましては、これまで出し続けました市場の一流債券と申しますか、それと同じ条件でこの予算書には予算を組んでおるわけでありまして。

○受田委員 長期借入金の借入先及び借り入れの利率とかいうようなもの、償還の方法とか、こういうことについてもお伺いを申し上げておきたい。

○春日参考人 長期借入金につきましては、特別をいたしましては、まだ放送法が改正になりません三十三年で、ラジオの受信料を値上げをしていただきたかったのが諸般の事情でできなかったときに、三十五億の借入金を簡易保険からいたしました。これは簡易保険の長期の金利通りに借りておるわけでございます。その他の長期借入金の場合はほとんど市中銀行でございます。その銀行は放送協会の設立当初からのつき合ひをいたしまして、勸業銀行、

第一銀行を初めといたします。一流市中銀行でございます。借ります利率は日歩一銭九厘ということでございます。で、一番低い利率で借りておるわけでありまして、大がいに話し合ひでございますが、二千年くらいで償還する形に資金計画としては考えておるわけでございます。

○受田委員 堅実な借金の道を講じておられるということについては、NHKは信用度においては一流会社の超々一流以上の信用があるわけですから、一銭九厘でも銀行としては定期預金よりはまた高い利子なので、多少でももうかるわけですね。経営方針、それからこれに伴う資金の調達方式、大体堅実である一応認めましょう。多少でも予算外の収入の道が開けたら、今度は給与改定に持つていこうという考え方についても、一応肯定をさせてもらうことにします。

もう一つ対外的な問題として国際放送、この国際放送は松井局長さん先ほど御説明になったんでございますが、この国際放送について政府から一億三千万の交付金をもらっておるわけですね。実際はその数倍の金を使っております。これは国際放送の公共性、公益性、対外信用度の問題等を考慮して、国際放送に政府から一億三千万もらっておることの可否、この金額の可否と、制度そのものの可否というものについて、これは国際局長の御答弁でけっこうですが、いかにお考えですか、国際放送については少なくともNHKとしては国策に沿うてお手伝いしておるのだから、これに要する費用は大体政府から一応全額もらった方がいいというふうにお考えか、まあこの程度でけっこう

だ、あるいは将来は支障なく独立採算でやれるのだというふうなお考えか、御答弁をお願いします。

○松井参考人 お答えいたします。この問題は従来から幾度も議論された点だろーと思ひます。御承知のように放送法では、国際放送というのは一応NHK自身が自分の責任においてもやらなければならぬ仕事として規定されておるわけでありまして、その限度においては、NHKが自主的にこれをやっていくというところは当然義務となつております。また他方の条文中で、政府がある方法とか時間とかをきめて命令することができ、命令した場合においてはこれが必要な経費を払う、こういう二本建に現在法律上もなつておるわけでございます。そこで二本建をどの限度において相互に分担するかという問題になります、これはなかなかいろいろ見方もあらうと思ひますが、御承知のように国の予算というものも、急に予算の建前を変えない限りは大体従来のやり方を踏襲していくという過去のしきたりもございまして、そこでこの限度までは政府が持つべきである、ここはNHKが持つべきであるという限界というものは、しかくはつきりとしておらないのでございまして、しかし、これは従来の二本のやり方というか、現実においてはある程度こういうやり方もやむを得ないのではないかと私も思つております。

NHKとしては国際放送の拡充のために、でき得るならばさらに政府から多額のお金をちょうだいすることはもとより拒む理由もないと存じます。

○受田委員 拒む理由がないという消極的な御意見が最後に出たようですが、大体その程度ですかね。これはまた、きょう谷口君のお尋ねの問題のあったところなんで、これを拝見する、ずいぶん膨大な番組が組んであるわけですね。これも全部実態を調べるといふことはできない相談ですが、これがある特別の限られた番組で実情を聞かしてもらつたということは、これは作業も大したことではないと思ひます。そのような形で何かございまして、それから妙味のあるものを触れますから、御調査願いたいと思ひます。

ここで一つの問題は、外国へNHKが放送記者を派遣しておられる。その放送記者がなめた国際放送の効果、それから国際放送が国際人の間にどのような効果を生むかという効果、この二つの面から国際放送の効果を御説明願いたいと思ひます。

○松井参考人 効果とおっしゃる点については、質的な問題と量的な問題と両方あると思ひます。まず質的な問題、一等疑問を持たれるのは、一体国際放送というのは聞かれてはいるのか、聞かれていないのかということだと思ひます。私も国際放送の仕事を引き受けるようになってから、まっ先に抱いた疑問はそれであつたし、また今日といえども絶えずそういうことに対しては大きな関心を持っております。ただ御承知のように外国を相手にやっておる関係上、国内と違ひまして、ああいう形の調査というやうな厳密な意味のことはしよせんできません。そこで世界各國の国の国際放送も最も大きな基準として考えておるのは、海外の聴取者から来るたより、手紙です。これはやはり国際放送の聴取者を調べるという

量的な面の考え方としては、最も有力なるデータになります。現在私どものところへは全世界から一年に二万通以上も、聴取者が自分の負担で、頼まれもしないのに高い航空郵便料金を払つて手紙が参つております。それを私どもの方では一々チェックをし、またその人たちの希望その他に対する返事を出しておりますが、そういう実情をずっと見ておりますと、これは私たちが頭で考える以上にたくさん聞かれておるといふ点が一つと、それから聞く人たちの聞く態度と申しますか、それはとても内地でラジオを聞かれるようなことの比ではない。非常な無理をし、非常に真剣になつて、文字通りラジオにかじりついて聞いておる。来る手紙なんか読んでおられますと、全く涙ぐましいやうな聞き方をしていらつしやる。アマゾンの奥地において、もう再び日本へ帰れないやうな海外の在留邦人の方々が、ただ一つ東京とのつながりはこれだといふので、祖先を祭る仏壇とオールウェーブだけを最も新しくみがき立てて毎日の生活をしておる。そして朝働きに行く前には、まずラジオ・ジャパンのニュースを聞いてから出かけるのです。こういう聞き方の意味からは、普通私たちが頭で考える以上に、量的にも質的にも深い意味がある、私はかように確信しております。

それから先ほどおっしゃったほどの程度というこの見方なのです。これは厳密な意味において申し上げることは非常にむずかしい問題であります。一例を今私が知つておる限度において申し上げますと、三年目に一度ずつ世

界の短波の聴取者たちが、一体どの国の国際放送が一等おもしろいか、君たちはそれを好んで聞くかという人気投票というものをロンドンでやっております。一昨年の人気投票では――世界で今国際放送をやっている国は約六十をこえております、そのうちでラジオ・ジャバンの人気投票はたしか八位であつたと思いますが、そういう通報を受けました。こういう点から見ても、また最近の私たちのところへ来ておる投書の数その他を見ましても、これは確かに最近においては全世界にわたつて聞かれておるといふ確信を持つておる次第であります。

○受田委員 以上で私の質問の重要な点について御答弁をいただいたので終わらしてもらいますが、いま一つ最後に、これはすべて今まで申し上げたことに関連するのですけれども、NHKの取材関係で放送記者が活動をしておるわけです。その取材のために要する経費及びその取材のために超過勤務をしておるといふものに対する超過勤務手当の支払い、こういうものは国内国外を通じての問題になると思うのですけれども、どういう対策がされておるでしょうか。

○春日参考人 放送記者のような勤務につきましては、外を飛んで歩くわけでございますので、定額の、つまり時間外勤務の手当というものを話し合ひできめまして、それを月間六十時間という計算で、定額で支払っております。○受田委員 そのために車を使ったり、その他何か不時に必要な経費が要するというような場合は別に計算するわけですね。

○春日参考人 それはその通りでございます。

います。

○受田委員 以上をもつて私の質問を終わりますが、NHKは放送法の第一条及び日本放送協会の目的を十分自覚してがんばつておられると思うのですけれども、今後やはり放送の公共性と自由性、中立性というものを十分生かして大いに活動されんことを希望しておきます。

少数の委員さんしかおられませんが、どうも御苦労さんでした。お疲れさまでした。

○山手委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明十五日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、これにて散会をいたします。

午後四時十分散会

昭和三十六年三月二十日印刷

昭和三十六年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局